

第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 1 7 年 1 2 月 1 5 日 (木曜日)

議事日程

平成 1 7 年 1 2 月 1 5 日 午前 9 時 3 0 分開会

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

通告 順	議席 番号	氏 名	質 問 事 項
1	1 8	沢 田 正 己	1. 9 号線とフォーラム間の町道新設改良工事について
2	3	吉原 美智恵	1. 小地域懇談会について 2. 保育所を町教委に移管の方針について
3	9	秋田 美喜雄	1. 農業問題について 2. 学校教育について
4	6	森 田 増 範	1. 大山町農業振興協議会（仮称）の設置について 2. 雇用・定住化促進の取り組みについて 3. 幼児教育課の新設について
5	1 5	二 宮 淳 一	1. 教科書問題について 2. 子育て支援と地域活性化策について
6	1 1	諸 遊 壤 司	1. 合併 1 周年記念にナスパル入湯券を 2. 統合名和小学校のグラウンドを芝グラウンドに 3. 資源循環型社会構築のため「菜の花プロジェクト」 の取り組みについて
7	2 0	西山 富三郎	1. 質の高い自治体の建設について 2. 合併町村の公文書保存について 3. 保育所（就学前教育）の内容について
8	2	西 尾 寿 博	1. 自転車の正式全国大会を大山町で 2. 大山の水は誰のものか
9	8	岩井 美保子	1. 大山町の通学路は大丈夫か 2. 保健福祉センターなわ駐車場横のイチョウの木に ついて

10	16	椎木 学	1. 合併協定書の履行について
11	14	岡田 聡	1. 学生通学時の安全対策について 2. 義務教育費国庫負担率引き下げの影響について 3. 将来のごみ焼却施設について
12	1	近藤 大介	1. 平成16年度決算について 2. 職員の資質向上について
13	4	遠藤 幸子	1. 子供たちの安全対策と地域の人達とのかかわりについて 2. 健康で長生きのまちづくりについて
14	7	川島 正寿	1. 行財政改革について 2. 観光大山町の推進について 3. 通学路の街灯設置について
15	17	野口 俊明	1. 防災について

本日の会議に付した事件

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

通告 順	議席 番号	氏 名	質 問 事 項
1	18	沢田 正己	1. 9号線とフォーラム間の町道新設改良工事について
2	3	吉原 美智恵	1. 小地域懇談会について 2. 保育所を町教委に移管の方針について
3	9	秋田 美喜雄	1. 農業問題について 2. 学校教育について
4	6	森田 増範	1. 大山町農業振興協議会（仮称）の設置について 2. 雇用・定住化促進の取り組みについて 3. 幼児教育課の新設について
5	15	二宮 淳一	1. 教科書問題について 2. 子育て支援と地域活性化策について

6	1 1	諸 遊 壤 司	1. 合併 1 周年記念にナスパル入湯券を 2. 統合名和小学校のグラウンドを芝グラウンドに 3. 資源循環型社会構築のため「菜の花プロジェクト」 の取り組みについて
7	2 0	西山 富三郎	1. 質の高い自治体の建設について 2. 合併町村の公文書保存について 3. 保育所（就学前教育）の内容について
8	2	西 尾 寿 博	1. 自転車の正式全国大会を大山町で 2. 大山の水は誰のものか
9	8	岩井 美保子	1. 大山町の通学路は大丈夫か 2. 保健福祉センターなわ駐車場横のイチョウの木につ いて

出席議員（21名）

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美 智 恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美 保 子
9 番 秋 田 美 喜 雄	1 0 番 尾 古 博 文
1 1 番 諸 遊 壤 司	1 2 番 足 立 敏 雄
1 3 番 小 原 力 三	1 4 番 岡 田 聰
1 5 番 二 宮 淳 一	1 6 番 椎 木 学
1 7 番 野 口 俊 明	1 8 番 沢 田 正 己
1 9 番 荒 松 廣 志	2 0 番 西 山 富 三 郎
2 1 番 鹿 島 功	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ……………小 谷 正 寿 書記 ……………汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………山 口 隆 之 助役 ……………田 中 祥 二
 教育長 ……………山 田 晋 代表監査委員 ……………椎 木 喜 久 男
 中山支所長 ……………河 崎 博 光 大山支所長 ……………田 中 豊

総務課長	………	諸 遊 雅 照	人権推進課長	………	近 藤 照 秋
企画情報課長	………	後 藤 透	住民生活課長	………	福 田 勝 清
福祉保健課長	………	松 岡 久美子	産業振興課長	………	渡 辺 収
地域整備課長	………	押 村 彰 文	税務課長	………	坂 田 修
学校教育課長	………	高 見 晴 美	社会教育課長	………	麴 谷 昭 久
観光商工課長	………	福 留 弘 明	水道課長	………	小 西 正 記
農業委員会事務局長	………	高 見 公 治	会計課長	………	金 平 隆 哉

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（鹿島 功君） みなさんおはようございます。ただいまの出席議員は 21 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（鹿島 功君） 日程第 1、一般質問をおこないます。通告順に発言を許します。1 番、議席番号は 18 番 沢田正己君。

○議員（18 番 沢田 正己君） おはようございます。18 番沢田でございますが、通告しております 9 号線とフォーラム間の町道新設改良事業を急げということで町長に通告しております。

実は、現在の 9 号線からフォーラムに行く道路につきましては、非常に不便であり、また迷路のような格好の道路でございます。私が町長に申し上げますのは、9 号線からフォーラムまた温泉館、ナスパルタウンに行くのに、9 号線からまっすぐ道路を付ければ、これは 700 メートルほどの新設事業で行われます。またそれから先は、今ついている道路が 300 メートルぐらいということで、700 メートルぐらいの新道を付けていただきたいというふうに考えます。

それに伴いまして、やっぱり環境が悪く道路が悪いと、温泉館のお客の足も減ってきます。そういう意味から、年々減ってくる温泉館を見た時に、これで果たして、もちろん合併協の計画の中にも無い訳ではございませんが、これが 20 年から 22 年にやろうということでございますけれど、その頃まで待っておりますと、ほとんど温泉館のお客は半減ぐらいするんじゃないか。始め珍しい間は、とにかく温泉に行ってみようということで、入浴されるお客さんも多い訳ですが、ところが環境が悪く、また道便が悪いと自然にお客さんの数も減ってきます。

それから、もう一つ大切なことは、ナスパルタウン、宅地分譲地でございますが、これも年数が経つと若い人が年々少なくなってくれば、おそらくこれも売れんではな

いかというふうに考えます。早く売っていかないと、あの寂しい所に、あの道の無い所に行って生活するだけかということがあるかと思えます。

そういう意味から言っても、現在のところ、だいたい46、7%ぐらいの販売でございます。ですからそれを売るにおいても、9号線からも近いがなというような感じから売っていかないと、現在のままではだいたいフォーラムまでが2キロぐらいありますが、9号線からまっすぐ付けますとこれが1キロぐらいでナスパルタウンに行くということで、特にナスパルタウンの敷地を売るということについては、環境が良く、道路の便利もいいということでない、恐らく売れんではないかと思えます。とにかくこれも早く売りたいという考え方を持っております。

これは余談ではございますけれど、私が中学校の移転した跡地について、これも何とか、と言いますのが、さざんか団地の入居されてる方が出る時には、みんな米子の方に行って家を建てられるが、せつかく中山の住民におるなら中学校の跡地をナスパルタウンのように販売していったらどうかとの一般質問をしたことがございまして、それに伴いまして、過疎化を防ぐには、やっぱり人口が増えるということが一番大切であろうかと思えます。そういう意味からしても、これも急ぐ必要があるというふうに私は考えます。

もう一つ、隣にある赤坂部落につきましてはですね、道路が無いもんですから、赤坂の部落道の中をナスパルのお客さんなり、また温泉に行かれるお客さんが非常に多くなっておりますし、それからAコープ、又、丸合辺りに行かれるお客さんも非常に多く、晩の5時頃になりますと非常に道路が混雑しております。これも9号線からナスパルタウンへ行く新道を付けたなら、これも解消するんでないかというふうに私はつくづく感じております。5時頃通った時は、殆どすれ違いなくして通ったことは無い訳なんです。で、赤坂部落といたしましても、川の上を床版かけて通れるようにしておりますけれど、非常に混雑しているということが感じられます。

そういう意味におきましても早急に急いでいただきまして、20年だ、22年だということではなくして、早急に19年からでも18年からでもかかっていたくように特に町長に要望し、町長のご意見をお伺いしたいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 沢田議員さんのご質問に答弁させていただきます。

ただいまご質問のこの道路であります、この道路計画につきましては、新町まちづくりプランの計画の中にも示されておりました、中山温泉への、あるいはナスパルタウンへのアクセス道路としての重要であるという位置付けがその中でなされておるところであります。

道路計画の概要といたしましては、先程お話がありましたように、国道9号甲橋の付近からふるさとフォーラム中山を結ぶ道路でありまして、だいたい約650mを新

設することになるのではないかなと思っております。

しかし、この計画地に、路線におきましては、J Rの山陰本線が走っておりますし、二級河川の甲川が流れております。ルートによっては、それぞれこれを高架にする必要が生じて参ります。

このため、道路計画にあたりまして事前に解決していかなければならない多くの技術的な問題があるところであります。接続道路であります国道9号の管理者の国土交通省、更には交差点を新設することによります公安委員会、更に二級河川甲川の管理者であります県土整備局、そして山陰本線の管理者でありますJ R、そういったところとのそれぞれの協議や調整、更にはその沿線の地権者、こういった方々や地元の住民の皆様との説明等、まだまださまざまな課題があるというふうに思っているところです。

現在のところ、国道9号の管理者であります国土交通省と協議を始めたところでありまして、幾つかのルートの案をお示しをし、その中で技術的な問題や今後の協議、更には調整方法の提示を受け、次回これからの協議の準備を今進めているところであります。工事着工までにはまだまだ期間を要するところでありますが、そういった意味では今その事業の実施に向けて、協議に入ったところであります。事業の必要性や効果は十分認識いたしておるところであります。今後は、各施設の管理者との協議や調整を進めながら更には地元の皆様方のご意見を伺いながら工事着工へ向け準備に取り組んで参りたいというふうに考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 18番 沢田正己君。

○議員（18番 沢田 正己君） ただいまの町長の答弁の中で、なかなか問題が多いんだということをお聞かせいただいて、私もそれはよく承知しております。そういう意味においても、早くかからないと20年が22年なるだか、25年になるだか分かりませんので、特に私は急ぐわけでございます。私が町内の中で、何とこの問題を一般質問しますと言ったら、「いや、合併するまでに付けるもんだいや」という声は聞いておりますけれど、心配せんでも山口町長は漸進的な考え方を持っておりますので、近いうちに付けていただくことは受け合いですので、そういうことを町民にも話しているようなことでございますので、町長に特に要望しておきますが、早い時期にこの工事に掛かっていただきますことを特にお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（鹿島 功君） 次、3番 吉原 美智恵君。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 通告に従いまして2問質問いたします。

まず一問目ですが、小地域懇談会についてです。先般、11月を中心に全町をあげて小地域懇談会が実施されました。取り組みが開始されて30年経ち、その間のたゆまぬ行政

努力に対して敬意を表したいと思います。確かに「継続は力なり」という言葉がありますが、長年続けることにより、それなりの成果は得られていると考えます。しかし、まだまだ厳しい現実の中で、苦しみ傷ついている人達もたくさんいることも事実です。

さて、今年も司会者の役で参加させていただきましたが、長い年月の取り組みの中、行政も住民の意識もマンネリ化しているのではないかとということと、それぞれの地区、または区長さんの対応の仕方、意識の違いにより、出席人数に大きな差が出ているという問題点を感じました。来年度に向けて、これまでの成果と反省を踏まえ、これからどのように取り組んで行く考えでしょうか。町長にお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは吉原議員さんのご質問に答弁させていただきます。

小地域懇談会についてのご質問でございます。新町になりましての初めての同和問題小地域懇談会、これは、旧町でのそれぞれの推進方法や内容などを踏まえて調整を行い、大山町、大山町教育委員会、大山町人権・同和教育推進協議会、この三者の共催によりまして、町内167の全区・全部落を対象として現在、実施をしているところであります。

その目的といたしましては、「同和問題及び人権問題の早期解決に向け、すべての町民が同和問題を正しく認識し、差別をしない、させない、許さない心と差別をなくすための実行力を身につける、これを目的として行っておるものであります。ただいま長い年月の取り組みの中、行政も住民の意識もマンネリ化しているのではないかと、また地区または区長さんの対応の仕方や意識の違いにより出席人数に大きな差が出ているのではないかと、そういったご指摘をいただいたところであります。今後の取り組みについてということでございますが、この同和問題小地域懇談会は旧3町での開始の時期は異なっておりますが、約30年の長きにわたりまして、啓発活動の大きな柱として実施をしてきたことによりまして、町民の皆様の同和問題に対する認識には一定の成果は見られると思っております。

しかしながら、ご指摘のように教育分野や結婚・就職での差別問題、あるいは差別発言、差別落書きなど、まだまだいろんな場面でこういった事象も後をたたない状況にあるということも承知をしているところでございます。さらに先頃には、司法書士や行政書士によります戸籍謄本などの不正取得が明らかになったり、身元調査につながるものとして大変憂慮すべき事態が発生してきておるところであります。

こういった現実の中で、今後の同和問題小地域懇談会の課題といたしましては、町民に対して、人権教育・啓発の一層の推進を図ること、さらには同和問題小地域懇談会の推進者をはじめとし、区長さんや社会教育推進員さんへの事前研修会を更に充実させて取り組んでいくこと、そして行政職員の人権意識の高揚を図っていくこと、また創意工夫を活かした粘り強い啓発活動を引き続き取り組んでいく必要があるという

ふうと考えておるところであります。

いずれにいたしましても、まだ今この小地域懇談会、継続中、実施中でありまして全日程が終了した後、主催であります三者で反省会を開催する中で成果と教訓を来年度の懇談会に活かして参りたいと考えておるところでご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 吉原 美智恵君。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 丁寧な説明いただきました。もう一つ質問させていただきたいと思いますが、先程の質問で社会教育推進員の活用ということが入っておりましてそれは納得いたしました。平成17年3月28日合併のときに、大山町人権尊重の社会づくり条例というものが作られておりますが、その中に大山町人権尊重の社会づくり審議会を設置するというものが盛り込まれておりますが、それはどのようなようになっておりますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 吉原議員さんの再質問につきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 人権推進課長。

○人権推進課長（近藤 照秋君） 3月28日に大山町人権尊重の社会づくり条例というのが作られております。この条例の第4条の中に大山町人権尊重の社会づくり審議会というものが設置されるようになっております。この4条には、先程述べられたように大山町の人権尊重社会づくり審議会というものを設置いたしまして、ここで町長は、人権尊重の社会づくりを推進するための審議会の意見を聞くものとして設置するようになっております。今後審議会の設置に向けて、早急に準備を進めてまいりたいというふう考えております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 吉原 美智恵君。

○議員（3番 吉原 美智恵君） それでは来年に向けて、今年より一層成果が目に見えて現れますように、そのことを期待しまして質問を終わります。

次、2番目に移ります。保育所を町教委に移管の方針について教育長にお尋ねします。

町は、11月28日に保育所を現行の町長部局から教育委員会に移管する方針を明らかにしました。ちょうど今年の秋、大山町内の保育所の運動会と米子の幼稚園の運動会の両方を見る機会がありましたが、あまりにも違いがありすぎ、驚いたことを思い出しました。どちらが良いとは単純には言えませんが、やはり就学前の子どもには、教育的要素は必要ではないかと強く感じたことを覚えています。

もちろん、保護者の家族でのしつけが第一ではありますが、子どもたちが小学校の学習集団にスムーズに慣れるよう保護者を支援していくことは大切なことだと思いま

す。

県内初の取り組みということで大いに期待するところですが、その教育のめざすところと実践の内容はどのようなものでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 吉原議員さんの保育所の町教委移管についてのご質問にお答えします。議員のおっしゃるとおり、幼児期は生涯にわたる人間形成の上からもとても大切な時期であります。新町のまちづくりプランにも「子育て環境の充実による若者の定住環境づくり」ということで重点施策に上げられております。町長は初議会でこれを具現化するために、本年度子育て支援や幼児教育などの環境整備に努めると述べたわけですが、この所信を受けて第9回の大山町教育委員会で保育所移管を審議し、最終決定にいたりました。

先程、運動会のお話がありましたが、保育所を所轄する福祉保健課と幼児教育を所管する教育委員会、社会教育課ですが、これとで協議を始めており、新年度までには所管事項について明確にしたいと思っております。そういう過程の中で感じたんですが、旧三町とも保育所と小学校の連携は年々深まって一定の成果をあげております。で、今回はその延長線上にある移管ということで、いわば第二段階に入ったと、こういう考え方をしております。

出産から当然保育がはじまるわけですが、6歳で小学校に入学し、教育という領域にバトンタッチするわけではありますが、この間に子どもや保護者に育児などについて不安な気持ちや戸惑いなどが生じやすいと。これを教育委員会で一体化する中で安定した子育てがしやすくなるのではないかなと、こういう辺も考えております。

次に、実践内容についてお尋ねですが、小学校に就学するまでに学習集団と言いますか、しっかり学ぶ姿勢、こういうものに馴染む活動を視野に入れながら、基本的には保育活動を充実させていきたいと、こういう具合に考えております。

いずれにせよ子育てについては、福祉行政と教育行政が段階的に一体化していく中で新たな成果が生まれるんかなと思っておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 吉原 美智恵君。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 先程の説明で大山町で初めての取り組みということは保育所の良い面と幼稚園の良い面がとり合わさって理想的な保育環境になるとは思います。ただ、保育士さんの身分保障というか、そのあたりで小学校・中学校の教師の給料に対して、保育士さんの給料というのはかなり差があると思うんですけど、教育するほうの身分保障というか、それに関してどう思われますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 保育士さんの身分保障ということが、ご質問にありましたんですが、基本的に現状は変わりません。そういう考え方です。現在、町内の10カ

所の保育所に72名の保育士がいるわけですが、そのうち61名が幼稚園教諭の資格をもっております。現在の体制の中で、教育的な領域を段階的に増やして保育から教育、円滑に進めていきたい、こういうところを第一段階の仕事としております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 吉原 美智恵君。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 重要性において保育士の待遇なども考えて頂きたいと思いますが、3歳までに脳が出来上がるというのが通説であります、その中で温かい心を育てるということも忘れずに大山町の保育園に通園していたことが、人生のプライドとなるような、そういう保育園を作ってもらえたらと思っておりますが、そのことを考慮していただけますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） おっしゃるとおり色々な思いや願いを受けながらやりたいと思いますが、実践していきたいと思いますが、保育所は保育所の役割、学校は学校の役割がありますので、その辺を区分けしながら、幼稚園を作るのではありませんので、幼稚園的な要素を入れながら議員おっしゃったようなあたりにも当然配慮していきたい、こういう具合に考えております。以上です。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 了解しました。終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、9番 秋田 美喜雄君。

○議員（9番 秋田 美喜雄君） それでは農業問題を2、3伺ってまいります。

平成18年度の水稻の作付面積が集落配分される時期となってまいりました。3カ年続いた最終年度で19年度よりは政策が大きく変わらして生産者主体で売れる量だけの米を作付するというふうに言われております。生産者おそらくJAが主体となると思われませんが、行政はかかわるのかかかわらないのか、どういうことなんでしょうか。お尋ねをまずしてまいります。

○議長（鹿島 功君） 町長。項目ごとに自由にしておりますので。

○町長（山口 隆之君） ご質問に答弁をさせていただきます。ただご質問の米の政策についてであります、ご案内のとおり、平成16年度に各地域の水田ビジョンを策定いたしまして、平成19年度までには、「農業者・農業者団体が主役となるシステム」を構築するための施策を現在行っているところであります。

平成19年度からは、農協が米の需給システムの中心となり、国や県の段階を通じて提供された米の需給提供を基にしながら、農業者へ水稻の作付面積を配分することになるだろうなというふうに思っております。

しかしながら、町といたしましても、現在旧町ごとに設置しております地域水田農業推進協議会におきまして、引き続き組織の一員として参画をし、情報提供等により

農協が主体となり円滑に水稲作付面積配分ができるように支援していくことになるかと考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 9番 秋田 美喜雄君。

○議員（9番 秋田 美喜雄君） ということは、これまでとそう大差はないということに理解していいのでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 詳しくは担当課長のほうが答弁をいたしますが、基本的には、農業者、農業団体のウエートが、こっちが主体に当然なっていくという考え方で、町としてはサポートしていく立場になっていくということであろうというふうに思っております。補足があれば担当課長が説明いたします。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） ただいまの件でございますけれど町長が申し上げたとおりでございます。

○議長（鹿島 功君） 9番 秋田 美喜雄君。

○議員（9番 秋田 美喜雄君） まあそういうことで理解をさせていただきますけれど。

次に移らせてもらいます。これも新たな政策で、食料農業農村基本計画が19年度から実施されるようになり、いわゆる担い手、集落営農を中心とした政策に大きく変わるといことで、11月16日頃だったのでしょうか、確か集落営農を官民一体で支援するというので、県西部に研究会が発足されたようですが、本町で今後どのような取り組みをなされ、また集落に対してどのような情報提供されていくつもりなのかお伺いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 答弁させていただきます。新聞報道などで既に、ご承知のことと思いますが、全ての農業者を対象とした米や大豆など、品目ごとの助成というのは平成19年度以降、一定条件を備えた認定農業者や農業集落営農組織といった担い手を対象にするように限定をされてまいります。

町は今年度から、担い手を育成・支援する組織であります「大山町地域担い手育成総合支援協議会」を設立いたしまして、同協議会の会員でもあります農協、普及所、農業委員会と連携をとりながら助成対象となり得る担い手の育成方法を検討しているところであります。

認定農業者につきましては、先般「大山町認定農業者協議会」を設立をいたしまして、経営安定対策の制度研修会を併せて実施したところであります。

今後は、同支援協議会が主体となりまして、その他諸制度を活用しながら、研修会等により、認定農業者及び集落営農の育成を図っていく考えであります。以上であります。

ます。

○議長（鹿島 功君） 9番 秋田 美喜雄君。

○議員（9番 秋田 美喜雄君） ということは、営農協議会あたり、また集落に対してもそういう説明会をしながら、行政として担い手の育成とか集落営農とかの説明を集落に対してもなされていくということなんでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 今後の具体的な取り組みの考え方につきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） ただいまの件でございますが、集落営農につきましても内容といたしましては、実は集落によりましては営農組織がある集落、または無い集落、いろいろございます。そういうことから、集落営農を立ち上げる説明会は必要だろうというふうに考えています。具体的には、まだ米の数量配分が18年度分はきておりません。おそらく今月中にくるというように思っています。それが出た段階で来春になろうかと思いますが、1月中にでも説明会はしたいというように思っています。どちらにいたしましても、集落営農と認定農業者の両輪で米対策を進めなければならないという気持ちでおりますので、説明会は必要だろうという具合には思っています。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 9番 秋田 美喜雄君。

○議員（9番 秋田 美喜雄君） ということは、来春にかけて各集落の説明会、米の18年度の配分の時に一応の説明会をするということで、後々はたぶん、この事業おそらくだいたい今までの3カ年続いてきたから、たぶんこれも3カ年ぐらいで、最終年度メリットに、タイム期限にして、そういう最終年度でおそらく認定者集落営農を立ち上げようと国なり県なりから指導なりくるんだらうと思いますが、多分最終年度になるんだらうとタイムリミットが、そういうことで、そういう作付け面積の配分の時辺りに一応は説明されて後々また集落に出向くなり営農協議会あたりで説明されるということなんでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） ただいまの議員さんの件でございますが、議員さんのおっしゃるとおりでございますが、実は先程申し上げておりますように集落営農につきましましては、大変なことになろうかなと思っております。と、言いますのが、実は法人化というのが目標でございますので、いきなり法人化ということはなかなか難しいかなと、ただそうは言っても避けては通れない問題だと認識しておりますので、

議員さんのおっしゃるとおりだというように思っております。

○議長（鹿島 功君） 9番 秋田 美喜雄君。

○議員（9番 秋田 美喜雄君） だいたいよく分かったような分からんような点もありますけれど、一応理解させてもらいます。

では、次に移ります。今、たぶん18年度予算の査定の時期で大変忙しいことであろうかと思いますが、おそらく18年予算、財政事情の厳しいおりですから、各種補助金の見直し、カットは避けられないだろうと思いますし、また山口カラーを全面に出した18年度予算になるだろうと思っておりますが、町長の公約でもある大山ブランドの確立について具体的なお考えがあったらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 秋田議員さんのご質問に答弁させていただきますが、18年度予算につきましては、今各課でそのとりまとめの作業をしておるところでありますけれど、この大山ブランドについてのご質問であります。

ご承知のように、大山町は日本海から大山まで海と山を有しております、その大山山麓で育てられた農作物や日本海の新鮮な水産物等の恵まれた産品があるところでもあります。これらを活かし、地産地消を推し進め、さらには地域の特性に合った特産品、これを大山ブランドとして確立をし、地域の活性化を図っていかなければならないと思っております。現在進めております「大山恵みの里づくり」プロジェクト推進会議の中でも、この課題について取り組んでいただいているところでもあります。この「大山ブランド」は「大山町だけの課題ではなくて、県としても重要な施策と捉えていただいておりますので、特産品の開発や供給体制、今ある産物の特産化、さらには高付加価値化、そして観光や宣伝活動といった取り組みについて、県と十分な連携をとりながら進め、それに伴う予算についても補助事業の活用も含め必要な措置をできるものから来年度講じてまいりたいと考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 9番 秋田 美喜雄君。

○議員（9番 秋田 美喜雄君） そう言われるのはよく分かるんですけど、私がお尋ねするのは、18年度予算を具体的なお考えで、予算、振興室のあたりでもあるんじゃないかとは思っています。

例えば、道の駅構想とか、今先輩議員の沢田さんからもありました道路を早くつけてナスパルタウンの温泉館あたりに地産地消の位置をするとか、そういう調査研究するとか、町長、昨日も振興大会の席で、大山ブランドを出すんだという話を挨拶の中で町長されていたようですが、やはり早く具体的に動くべきではないかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 秋田議員さんの再質問に答弁させていただきます。大山振

興室振興で今取り組んでいます大山ブランドの確立、さらには産業の連携という大山を核にした地域づくりということでございます。今、先程申し上げましたように、鋭意それぞれの分野の中で、さまざまな団体の方にお寄りいただき、今協議をしているところでもあります。その中でいろんな課題も出てまいりますし、またいろんなアイデア、発想も出ているところだというふうに思っております。その中で確かに急ぐ課題でもありますし、取り組まなければならないことは、重々承知をしているところでもあります。先程ご提言ありましたように、情報の発信基地であります道の駅であるとか、あるいはどこか特産品を集めて販売できるような観光客の方が寄っていただけるような拠点を大山寺に作ってみたりとか、あるいは道の駅だったりとか、そういったことも当然話の中で出てきているところでもありますし、私自身も必要性を感じているところでもあります。

そういったような諸々のことを今協議する中で、一方でそういった取り組みについても関係するところと協議をしてきておるところでございます。そういった中で具体的に大きな方向性が見えたものについて、即実行できるものについては、来年度の中でも取り組んでいきたいと思っておるところですが、いずれにしても大きな課題がありますので、まずは皆が共通の目標として、目的として持てるような道筋というものを付けていく中でそれに沿った取り組みをお互いが目的を共有化する中で取り組んでいきたいと思います、全体の計画というものが、効果を発揮しなくなってしまうということがありますので、そういった大きな方向性づくりとそれからそれぞれの団体なり産業の関連のみなさんの連携、こういったところを重要視しながら取り組みをしているところでもあります。

従いまして、具体的に18年度の中でこれとこれとこれを予算の中で計上しますというところまでは今まだいっておりませんが、いずれにしてもそういった協議をするなかで18年度早々にでもそういった目的のなかで取り組める課題があれば、予算計上をさせていただきながら、事業実施に向けて参りたいというふうに考えておるところであります。

○議長（鹿島 功君） 9番 秋田 美喜雄君。

○議員（9番 秋田 美喜雄君） そういうことを期待しながら次の質問に移らせてもらいます。

教育長さんに伺いますけれど、今、飽食の時代と言われ、食の乱れ、物への感謝の気持ち、そういうものが大変薄れ、食の安全・安心、食のマナーなどいわゆる毎日のように新聞報道、メディアが取り上げていますが、本町も大山、名和と新しく給食設備が出来るわけですが、その中で本町の小中学校の食農、食育の教育の現状、又課題、今後お考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 秋田議員さんの食に関するご質問にお答えいたします。

ご承知の通り、学校教育では家庭科という時間があるわけですが、現在は男子も女子もこの授業を受けてるんですが、そういうものやあるいは学校給食、こういう時間をとおして、今おっしゃいましたマナーであるとか、栄養、あるいは食事とは何かと、こういったような学習を「食の指導」文部省が当初使った言葉であります、食の指導という形で行っています。そういう中で、昨今飽食の時代などを含めて、家庭での食事が不規則になっているとかあるいは偏食が多い、こういったような問題が提起されて、「食育」というような領域が出てきました。知育・徳育・体育に加えて4つめに食育というようなことで幅広く食の問題が提起されたところでもあります。

こういったことを受けて教育委員会といたしましても、福祉保健課と連携をしてこの食育に取り組むということで、昨日でしたけれども、第1回の「大山町子ども健康会議」を開催いたしまして、食生活の改善について多くの人の力を得ながら、取り組んでいこうという、こういうところでございます。

さらに、議員さんのご質問にありました食農と言いますか、この問題については、そういう食の指導とか、食育という問題よりもっと深刻な問題提起であると考えております。

ずっと以前に、刺身を子どもが食べてるんだけれどもどんな魚かを見たことがない、こんなんでもいいのかというこういうニュースがあったんですが、最近と同じことが農作物にも言える時代になったと言えらると思うわけです。例えばナスや大根、ブロッコリー、食べるんだけどそれが根なのか実なのか、葉っぱなのか、見たこともない子どもが育っている、こういう現実から食事と農業の距離を縮めると言いますか、できれば一体化する、こういう辺りに「食農」という、こういう問題が出てきたと考えております。

畑を耕し種を蒔き、水や肥料を施し、草を取ったり消毒をしながら、成長を見守ると。収穫をしてはじめて食べることが出来るという、こういう一連の作業を行う中で、子どもたちは、農業という産業とか農家、農村というものを理解していくわけですが、こういうものを、食農というものを学校教育だけで行うというのは基本的に不可能だと私は思っています。

現在、町内の9つの小中学校では、この食農にあたる部分を部分的に取り組んでいます。収穫をして餅ちをつくとか、あるいは生ったものを食べるという辺で、水をやったりというようなことがあるんですけど、学校教育外で、例えば家庭菜園などでやってみたり、あるいは地域を中心とする子ども会などが取り組んでいくと、こういったような事例も出てきております。

いずれにせよ、次代を担う子供たちが、食べ物や食生活、あるいは食料を大切にす、こういったことを含め、生産する農業・農村について、正しい理解を深めていく

ことをはとても大切なことであると思います。従って学校教育、家庭教育、地域社会がそれぞれできることを分担しながら、食農・食育に取り組むことが必要であると、こういう具合に考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 9番、秋田 美喜雄君。

○議員（9番 秋田 美喜雄君） 大変教育長、親切な答弁でありがとうございます。で、もう一点伺いたいんですけど、私、旧中山校区、中山中学校、中山小学校、で中山小学校も学校農園で芋を作っておりました。結局、草に覆われて、雑草に覆われて手におえないということで引き上げて、今ポットみたいなもので栽培しておるようですし、また中学校の方は学校農園、確かに持って、いろんなものを作って、大豆を作って、自分のところで収穫をして、それを農協婦人の家で製造をして自分らで食べるという取り組みをして、今の助役さんが教育長時代に私もそれに招待したろかということでしたが、まあとうとう招待されなかったんですけど。教育長が日本海新聞にも記事を寄せておられますので、味覚を育てるとかなんとか、いろんな記事を読ませていただいて、この間9月定例の時だったでしょうか、山田教育長がまだ就任でなかったんですからまあ仕方ないにしても、私はご飯というものは炊くもんだとばかり思っていましたから、蒸したご飯を給食に出すなんて考えも及びませんでしたし、確かにみそや酒のもろみではないわけですから、やっぱりご飯は炊いて、旬の味というか、うまい米を更ににまzukするような給食じゃ、やっぱり子どももあまり感謝の気持ち、ありがたみというものが出ないのかなと思ったりしたんですけど、新しく、今度は給食施設も出来るですから、そういうことはないでしょうけど。その辺で給食検討委員会ですか、給食委員会ですか、あるということですが、その辺を考慮しながらこれからやっぱり学校と家庭と連携をしながら、食育・食農というものを、もうちょっと推し進めて行くべきではないかと思いますがどんなものでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 秋田議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

ご質問にもありましたんですが、食育、あるいは食農の大切さというのは、学校自身も十分理解をしておりますが、それを授業として展開するには、現状非常に多くの問題があるわけでありまして。算数・国語の時間を止めて年間を通してやるということは現実に不可能でありますし、放課後にもいろいろな取り組みがあると。現状で行っておりますのは、例えば障害児学級の中に、日常生活、あるいは生活単元学習というものがあるわけで、そういうものを通して、食農教育を行っているとか、私が今、現在、少し関わらせてもらってるというか見させていただいてるのは、人権交流センターに児童館があるわけですが、児童館の授業として、あそこで餅米を植えて、当然田植えをして草を取って収穫をして餅ついて、解放文化祭に食べるという、こういう中で子どもたちは、米っていうものがどういうものかっていうものを知っていくという

ような辺で成果を私は感じてるわけですが、そういうものをこの大山町の中でもいろんなところで進めていきたいと、こういう具合に考えております。

一つのターゲットは、例えばですが、子ども会というもので、そういうものがないのであろうか、とか、あるいは今度保育所ということになるんですが、保育所の園児が直接するっていうのは難しいにしても、いろいろなものが成長していくという過程というものを日々観察させながら、それを学んでいくというのは、とても大事だと思っています。

そういうものを含めて、やはり給食改善の検討委員会でもお話させていただいてるわけですが、幅広く学校教育、家庭教育、あるいは地域の色々な活動の中に取り組んでいきたい、そういうことを音頭をとるのは教育委員会だなど、こういう具合に考えております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 9番 秋田 美喜雄君。

○議員（9番 秋田 美喜雄君） 教育長の前向きなご答弁をいただき地域、学校、家庭、それぞれが連携をしながらこの教育に携わっていくことを期待して質問を終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩をいたします。再開は10時40分としたいと思います。

午前10時29分

午前10時43分

○議長（鹿島 功君） 再開します。次、6番 森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 6番森田でございます。一般質問の通告ということで3つの質問をいたしますが、先程、吉原議員、そして秋田議員と重なる質問の項目もございます。中身についてまた違った角度で質問もいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。質問事項と要旨ということで通告書に書いておりますので、これに従って質問いたします。

一つ、大山町農業振興協議会、これは仮称でございますけれど、これの設置をというテーマであります。

現在、旧町単位に取り進めております水田農業ビジョンは、平成18年度までであります。先程、秋田議員からも質問がありましたが、平成19年度からは、農水省から全く新しい農業政策のもと、品目横断的経営安定対策、そして農地・水・環境の保全向上対策というような形で実施になろうとしております。案も示されておるところでございます。

新しい大山町の農業経営・集落営農のスタイルは、旧町ごとに特徴があり、取り組みが進んでおりますけれど、平成19年度からの本町新水田農業ビジョン策定にあた

っては、このような現況をふまえ、地域特性を生かしながら、より効果的に、また全体的な将来構想を十分考慮して取り組むべきと考えます。

新しい施策の中で、実施主体となるであろう集落営農組織、そして大規模農家のそれぞれのタイムスケジュールを考える時、来年の秋頃までには、説明会の開催をし、そしてその来年の12月から以降2月にかけては各集落でそれぞれ色々協議をし、具体的な計画協議に入れるような、体制づくりを推進すべきと考えます。次の項目につきまして、町長の考えを質したいと存じます。

一つ、新水田農業ビジョン策定にあたり、組織体制と住民への説明会までのタイムスケジュールはということ。二つ目に、新大山町農業全般の情報交換、先程、町長も申し述べられましたが、大山ブランド的な取り組みも含めますけれど、産品育成・強化・販売戦略施策など、諸問題を協議し、実践していくところの仮称でありますけれども大山町農業振興協議会を設置してはどうかということであります。かっこに書いてありますが、新水田農業ビジョン策定の組織等については、この中の一部門ということに、私はなろうかというぐあいには思っております。特に、新しい大山町は、この一つの行政区の中にJAの農協、汗入の営農センターがあり、普及所であります大山農業改良普及所、これが同じエリアで同じ町民を対象とした一つの中でのそれぞれの関係機関があります。そのような形に今動いております。そのような関係機関と農業者参画のもとで四者の連携強化によって、効果的に、そして農業振興が出来る環境が今ここにあるわけであります。これを生かすべきであると思っておりますが、この件について、質問をいたしたいと思っております。よろしくどうぞ。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは森田議員さんの質問に答弁させていただきます。

まず、新水田農業ビジョン策定にあたって組織体制と住民への説明会まで、これのスケジュールは、というご質問でございますが、議員さんがご指摘のとおり、平成19年度から農業政策が大きく変わろうとしています。平成17年3月に閣議決定された新たな食糧・農業・農村基本計画を踏まえ、経営所得安定対策大綱が策定され、品目横断的経営対策、農地・水・環境保全向上対策そして米政策改革推進対策の3つを大きな柱として実施されます。当然ながら、これらの対策を踏まえた新町での水田農業ビジョンを策定しなければなりません。

しかし、ご指摘のとおり農業経営・集落営農等のスタイルが旧町ごとに特徴があり、これらの方向性をどう見い出していくのか大きな課題であります。平成19年度に向けた組織体制、スケジュールについては現段階では具体化しておりませんが、先に開催しました営農協議会におきましても、この課題について提案をし、今後の協議についてお願いをしたところでありますし、旧町単位で組織されております水田地域農業推進協議会でも協議をいただき体制づくりを図ってまいりたいと考えておるところで

あります。

次に、農業全般の施策などの諸問題を協議し実践していくための大山町農業振興協議会を設置してはどうかというご質問でございます。ご承知のとおり合併に向けてさまざまな組織・団体・事業は、新町にて一本化、あるいは現行どおり、廃止等の見直しが行われ、農業関係につきましては農業施策の推進を図っていく営農協議会が新町にて一本化するということで先般立ち上げた所でございます。構成員には鳥取西部農協町内各支所及び営農センター、香取開拓農協、大山農業改良普及所、農業者の代表の方々にも参画をいただいておりますので、それぞれが連携をし、農業振興に努めてまいりたいと考えております。

また、産品育成や強化・販売戦略施策につきまして、現在大山恵みの里プロジェクト推進会議におきまして大山恵みの里づくりプランの策定に向けて取り組みを進めていただいているところでありますので、当面これらの組織の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 6番 森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 質問に対して答弁いただいたところでございますが、まず一つ目の組織体制ということについて、具体的にまだ取り組んでいないという話がありました。先程の秋田議員の中では、特にこの米の中の問題については、米政策という事についてはJAがウエイトを強く持って町がサポートしていくというとらえ方であったようです。ここにありますようにたくさんの新しい施策が先程町長の方からありました3つあるということですが、私もその認識はしております。この3つの施策をですね、やはりトータルで協議をして新しい町の中に展開をしていくということになりますと、かなりの吟味をして、どういう形でやっていくのかということ先程話しがありました大きな道筋を立てながら、一つ一つを整理していかないと、なかなか難しいだろうなと思っております。

そういう意味合いで一つ伺うところですが、一本化で立ち上げた営農協議会ということについてももう少し具体的に立てたいと、どういう取り組みをされるのか、まず立ち上げたばかりというようなニュアンスでありましたけれど、どういう取り組みをするのか、具体的に考えがあれば示して頂きたいと思っております。これが一点。

それからもう一つ、町の中で是非ともサポートでなくて大山町の農業施策という捉え方の中で力を発揮していただきたいなと思うところは、先程、米施策につきましてもJAの農協の方が中心になってやったということですが、この施策の中の米施策については特に集落営農、あるいは認定農業者であります大規模農家等の取り組みが最優先される、あるいはそれをクリアしなければこれまで転作大豆を作っておけばいくらかの補助金が対象になったというところが、新しい取り組みからは、もう対象外になってしまうということになります。となると、心配するのは耕作しない

農地がこれからどんどん増えていく可能性が、非常にこの新しい19年度以降から施策が入った段階で広がっていく可能性が強いという心配があります。こういったことについても、やはり新しい町の中での協議会の中で様々な諸問題をトータル的に考えながら有機的に結びつけながら、効果的な施策の実行が上がるような仕組みを仕上げていただきたいという思いがあります。元に戻りますが、この協議会の具体的な取り組み、どう取り組むのか、それからもう一つ農業の代表者ということがありました、どういうメンバー構成であるのかということもお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの再質問でございますが、営農協議会立ち上げた具体的な内容と農業代表者のメンバーということでございますので、それにつきましては担当課長のほうから答弁させていただきますが、私は基本的なこれからの農業の進め方というところの中で思いを少しだけ述べさせていただきます。

当然、農業生産額、鳥取県の中で額的には県下2番目の総生産額を誇る町であります。そういった意味では、農業というのは大きな産業の柱だということは前々から言っているところでありますし、またそれに携わっておられる町民の方もたくさんいらっしゃる。そして農地もたくさん面積は占めておるといって町であります。従いまして、農業の振興というのは非常に重要だというのは、私も十分認識をしておるところであります。しかしながら、国の施策も含めまして、今それぞれの産業が自立をしていくという、そういった方向性についても求められている時代であります。そういった中で今までの転作の取り組みにつきましても、ただ与えられた配分を自分たちがそのとおりにするというのではなく、その傾向の中でいかに農業を振興していくかその地域を農業によって活性化をし、あるいは地域の土地を守っていくかという、環境を守っていくかということもその地域の皆さん方に課せられてくる課題であろうかと思っております。そういった中では当然行政も一緒になって取り組むわけがありますけれど、その主体となる農家の皆さん、あるいは農業地域の皆さん方が、主体的に自分の課題として意識を持って取り組んでいただけるようなそういった意識の情勢なり環境づくりも取り組んでいくことも大きな役割であろうというふうに思っております。詳細につきましては、担当課長のほうが答弁いたします。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） 営農協議会の構成で農業者の代表ということでございますけれど、具体的には農業士さんをお願いをいたしております。大山町の指導農業士さんということで2名の方に参加をいただいております。総員が24名で構成をいたしております、それぞれ各部門から出て頂いております。第一点につきましては以上でございます。

営農協議会の具体的な取り組みでございますけれど、営農協議会はですね、実は目

的で農業施策の方針を決めるということで目的を掲げてございます。そういうことでございますから、実は、新大山町の農業全ての方針をここで議論を頂くというふうに位置付けております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 6番 森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） この件についてもう一つ質問いたします。

一つは先程、町長が思いを述べられましたそのことについて一点尋ねます。私も自立という方向性では、共通の認識を持っております。しかし、農家自体非常に厳しい現況の中で非常に悪戦苦闘しているというのが現況であります。自立をしていくという方向性の中でやはり先程ここにありますところの、営農協議会あたりでのどういう問題が、例えば畜産農家ではあるのか、米農家ではあるのか、そういう状況等もやはり現場の状況も把握をしながら、これが自立していくための取り組みはどこにあるのか、という視点の中での先程話がありました環境づくりも行政の方から提示をすることも必要ではないのかなという具合に思います。

農家は当然、経済活動をしておりますので、自分で自分のものを経営を自立し、再生産していくということが当たり前でございますけれど、その中で非常に現況の中で諸問題があると、そのことの解決の手立ての道しるべの一つをこういう取り組みの中で町長が申されました環境づくりという捉え方の中でも提示をし、サポートすることも是非とも大切だろうと思いますが、この件について一つ町長の方に尋ねたいと思います。

それから、先程課長の方からありました営農協議会について施策の方針を決めることが主目的であるということでありました。私はこれを決めるのがまず第一で、それをどのように、先程ありましたそういった諸問題も含めて解決をし、自立をしていく農家を育成し、あるいはその道筋を進めていくかという次のアクションの実践をしていくところの行政は何をすべきか、普及所は何をすべきか、JAは何をすべきか、あるいは生産者は何をすべきかという道筋も、アクションプログラムという形の中で道筋も検討していかなければ、単なる施策の大きな方向性だけでの仕事で終わってしまうのではないかなと思っております。是非とも新しいこの新大山町の先程町長がありました、県2位という評価の高い農業生産額を高めております本町でありますので、現在の農家の非常に厳しい環境も踏まえながら、なおかつ自立をし、更には後継者もし、あるいは先程教育長からもありましたように、農というものの素晴らしさ、そういうものも実感をしながら、この新しい大山町で私は農業をやりたいと、人生を賭けたいという夢のある方向性がですね、示されるような力強い営農協議会、営農組織の方向性をもう一度改めて認識をしながら取り組んで頂きたいと思っております。

それから、もう一点、農業者2名ということでありまして、私はそういう大きな重要な会であると思っておりますので、農業という現場におられる、頑張ってるメ

ンバーとしての人数は非常に少ないのではないのかなど。場合によっては、やはり部門別であったり、あるいは農業委員会であったり、それぞれのかかわりの中で、あるいは女性であったり、そういうメンバーも適宜であるのか、最初から入れるべきなのかは執行部のほうで十分検討されるべきであろうと思いますけれども、一つそういう視野もいれながらこの営農協議会というものについてもう一度、認識を新たにして、重要性ということも認識を新たにしていただいてスタート、もう一度しきり直して頂きたい、仕切り直していただくとおっしゃいますか、スタートしていただきたい。必要であるものについては、加えていただきましたという具合に思うところではありますが、いかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。もちろんおっしゃる思い、そのまま私も思っておるところでございます。先程申し上げました私も産業としての農業の自立、農家の自立という言葉を上げました。ご承知のように、農業生産額は言いましたように、2番目ということでしたが、所得はどうなっているかという、そうではないと承知をいたしておるところでございます。もちろんそういった経済的な自立と経営の自立ということは勿論でありますけれども、もう一つ大事にしなければならないのは、特に水田農業等、往々にして今まで国の方から、あるいは行政の方から押し付けられたという見方の中で水田農業を取り組んでおられた、そういった意識がまだまだあるのではないかなど思っております。しかし、これからはそうではなくてやはり自分達の責任の中で、要は精神的な自立、行政任せとか、行政のせいにするのではなくて、自分達の課題として、自分達でその農業の経営なり、農業地域、そういったものをどういうふうにし、環境整備していくのかということを中心に考える立場になっていただきたいという意味の自立でございます。そういった中で当然、経済的な経営が成り立つような支援とか、ということも人によっては行政側もしていかななくちゃならないことが出てくるだろうというふうに思っているところであります。そういったようなさまざまな課題をどこで議論するのかということの中で、町全体の中としてのひとつの機関として横断的に行えるのが、営農協議会という組織を立ち上げたというところであります。先程来、ご質問の中にもありましたように、一営農センター、一普及所、一町ということになりますから、連携が非常に取り易い環境にこの大山町はあるわけでありまして、従いまして、そういった農業関係の機関と行政が一つになって、新大山町の農業の方向というものを議論をし、さまざまな課題を解決していく組織としての営農協議会があるのではないかなど思っております。

従って、その営農組織の参加の中にさまざまな団体が、全ての団体が網羅されているわけでありまして、先程議員さんがおっしゃいました個々の課題について、更に

は具体的なアクションプログラム等作っていく中ではその参加の中での構成員がそれぞれの役割を果たしながら、意識的に対応していくことが出来るのではないかなと思っ
ているところでありまして、営農協議会という大きな組織の中で、更にその中の組
織的には株と言いますか、その組織の中にそういった森田議員さんがおっしゃるよう
な内容というものを協議し、計画を作っていく実行に移せるような団体組織の育成が、
組織化が出来ていくのではないかなと思っ
ているところでありまして、ご理解頂きたい
と思っ
ています。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） 営農協議会の構成メンバーの役割というふうに受け
賜っておりますけれども、それぞれ持ち場持ち場で寄っていただいております。そう
いうことをございますから当然責任と使命を持ってその会に望んで頂きたいという気
持ちでありますし、そういうことで進めていきたいというように思っ
てます。

それから営農協議会では不十分ではないかという、このメンバーでは、というよう
に受け取らせていただきましたけれど、案件によりましては、それぞれこの営農協議
会のメンバーを拡充強化しながら、会を進めていきたいというように考えております。
以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 6番 森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 町長、課長の方から、それぞれ前向きな答弁いた
だきました。この営農協議会が更に充実をして、本当に大切なこの新しい大山町の方向
性を定め、実践をしていくという本当に重要な会であるということの認識をし、私は
その充実と実践を期待をいたしまして、この質問を終わります。

次に、雇用・定住化促進の取り組みをということで質問いたします。都市部を中心に、
景気の回復、企業の設備投資等、長年続いたデフレ状況からの脱却傾向が昨今確認さ
れているところがございます。しかし、私たち地方におきましては、企業倒産・事業
の縮小など厳しい雇用情勢の中、若者の定住化が年々抑制される環境が推移しており、
地域経済、農村の活力が鈍化しているところでありまして、

このような状況の中、鳥取県は、企業誘致「攻め」の拠点として、電話での企業訪
問予約の取り付けなどを行う専門部署として「コレクトセンター」を設立いたしました。
本町においても、旧町ごとに企業誘致活動を展開し、雇用・定住化対策に取り
組んできた経緯があるわけですが、新町における企業の誘致活動について
質したいと思います。一つ、県との連携、そして単町での取り組みなど、新町となり
ましてからのその取り組みの経過、現況について一つ尋ねます。二つ、待ちの姿勢で
はなく攻めが必要であろうと思っ
ています。日本経済といたしましては、景気回復基調
にあり、業種により国内での拡大意欲も盛んになりつつある今日、まず、旧3町の誘
致企業を訪問して、行政への意見・提案、増設等の意向、あるいはその企業から他

の企業の紹介など、今ある誘致企業との情報交換を密にして、アンケート調査を実施する、そのような地道な取り組みからまず進められてはどうかと考えますし、そして、新たな企業誘致につきましては、先程町長からたびたび発言が出ておりますけれど、大山から日本海を有する広大な自然環境・立地条件をアピールして、誘致活動を展開してはと私も考えますがどうでしょうか。三つ、ニッパ株式会社鳥取名和工場、高田の工業団地内にございますが、その後の増設計画の経過はどうでしょうか。この3点について考えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの雇用定住化促進の取り組みについてのご質問に答弁させていただきます。まず、県との連携や単町での取り組み等、その取り組みの経過や現況はどうかというご質問でございますが、企業誘致によります雇用や定住化対策は町活性化にとって大変重要な施策であると思っております。ただ、町単独での企業誘致は情報収集等の問題から難しく、当然県との連携が必要であると思っております。県の企業立地推進室や西部の県民局、県の大坂事務所等との情報交換会を行う等機会あるごとに町の情報提供、紹介をさせていただいているところであります。県からも誘致候補地等について照会はあっておりますけれど、いまだ誘致には至ってはおらない現状にあります。引き続きこれからも連絡を密にしながら、取り組んで参りたいと考えております。

続いて誘致企業への訪問や情報交換の取り組みを進めてはどうかというご提案でございます。旧名和町におきましては、高田工業団地の誘致企業連絡会を、これを組織いたしまして、誘致企業との情報交換等を行って参っております。新町になり他の誘致企業と一緒にあったそういった場や情報交換、こういった場を設けるのも重要であるというふうに考えておることからこのような連絡会への参加について、現在各企業を訪問してお話をしているところでございます。

また誘致活動につきましては、自然環境や立地条件等をアピールして誘致活動を展開して参りたいと思っておりますが、とりわけ高度情報通信網や交通アクセス等の充実、こういった点は企業が進出を決定するのに大変重要なポイントとなることから早急な整備を図って誘致活動に生かして参りたいと考えておるところであります。

それから、ニッパ株式会社鳥取名和工場の増設計画の経緯ということでございますが、離型フィルムの製造を主といたしますニッパ株式会社鳥取名和工場でありまして、平成11年に操業を開始して以来、業績が非常に好調でありまして、第2・3の工場を増設し、更に工場を増設したいという意向が示されておるところであります。工場用地といたしまして、工業団地内に残っております用地を候補地として、検討しておりましたが、団地内の用地に関わらず広く町内に適地があれば工場を増設したいという申し出もございますので、他の候補地についても情報を提供しながら今検討をい

ただいているところであり、以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 6番 森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 質問いたします。先程の答弁の中で、連絡会を持ちながら情報交換会実施していたということであり、現在も参加を呼びかけておられるということで、非常に是非ともこの会を有効な、有意義な会になりますように、旧3町の誘致企業に参画してもらって情報交換をしながら本当に、次の新しい誘致への手立てを求める取り組みに入りたいと思います。それはやはり、どこもそうだと思いますけれど、何も知らない地域に企業がやってくるということであれば、よほどのことであろうと思います。全国で企業誘致というのは、どこの市町村ものどから手が出る程欲しい訳でありまして、その中でここを選択するというになると、やはり何らかのものがなければ来れないだろうと思います。それを私は縁であろうと一つは思います。地縁であり血縁であり、あるいはこういった企業誘致縁であろうと思います。

この地域が、誘致企業の方々に対してそれなりの情報交換をし、情報の度合いが密であれば、ここの地域に是非とも自分の会社からも紹介したいよ、こういう動向があるよということも情報提供もあってくるんじゃないかと思います。

特に、最近の状況、今日の日本海新聞にも日銀の松江の12月の短観が出ておりましたけれど、山陰の方でも少しその流れの方が余談は許さないけれど、緩やかになってきているということがあります。企業の中でも新しい設備投資等々の動きがここに来て少しずつ本物になりつつあるという状況でもあるようであります。特に、雇用定住化の問題につきましては、私は今現在、全国的にそうだろうと思いますけれど、本町におきましても若者がどんどんこの地域に残れない、ここで生活が出来ないという状況があります。少し前までは、仕事があって大山町には残らないけれども米子に出て、そこで住んでやっていくという流れがありましたけれど、最近はそういった形すらできない。鳥取県内では、本当に定まった職になかなか若い者がつけられないという環境にあって、どんどん地域経済の元気が、若者がおらない限りは活発になっていかないだろうと私は思っております。是非とも現在ある誘致企業との連携を特にこの冬の間でも密にして頂いて、新しい誘致企業等への働きかけもしながらあるいは、こういったアンケートの調査も具体的にしながら、一つ一つの地道な取り組みから進めたいと、いうところではありますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの再質問に答弁させていただきます。おっしゃるとおり若者定住のために雇用の場を確保するのというのは、大変重要なことだと私自身も認識はいたしております。その一つの場合としての企業誘致、これも当然大きな施策として効果のある施策であると思っております。もちろん、取

り組みは進めてきているところでありますし、先程申し上げましたように企業誘致ということになりますと、それぞれさまざまな情報をいかにキャッチするかと、いい情報をキャッチするかということが大きな課題であろうかと思っておりますが、申し上げましたように単町の中でそういった情報をいち早くキャッチするというのは、なかなか難しい状況にあるわけでありまして、やはり大きな課題としてこれは西部圏域、あるいは県全体の課題として企業の情報を収集し、その情報を一緒になって、調査協力させていただくことが大事だと思っております。ただその中で、いつでも企業を受け入れられる、そういった環境を体制として作っていくことが大事だろうと思っております。突然企業が進出したいという声があった時に、大山町だったらここにありますが、こういう体制でお受けできます、というふうな対応ができるようにしておくことが我々にとっては大事な事だというふうに思っておるところでありますし、もうひとつ大事なことは、やはり誘致して、お出でいただいた企業に対して行政としてきちっと連携を取る中で、そういう意味では安心して、と言いますか、喜んで地域の中に根付いていただいて操業を頂くという環境を作っておくことも大事だろうというふうに思っております。そういった中で今、旧町の場合は、高田のあの工業団地の中の企業の皆さんと年に1、2度意見交換をする中で、行政としての課題をいただき、取り組めることは取り組み、また企業の方からも情報をいただいたり、そういった取り組みをしてきたところでありますので、これを今申しあげましたように、町内全域の企業の皆さんに広げて行く中で、町として企業の皆さんとの連携を取って大山町に是非とも進出したいというそういった声を聞かせて頂いて、情報を頂ければなというふうに思っておるところであります。前向きにももちろん取り組んで参る所存でございますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

(荒松議員 退席)

○議長(鹿島 功君) 森田 増範君。

○議員(6番 森田 増範君) 次の質問に入りますけれども、是非とも町長のその積極的な姿勢を具体的な企業誘致という形に現れますように一つご努力の方、切に期待したいと思うところであります。

3番目の幼児教育課新設に期待ということで、吉原議員と重なる場面がございますけれど、私の思いで質問いたします。

近年子どもを取り巻く環境、メディア社会であり食習慣等たくさんありますけれども、そういった環境や若い親の子育てに対する意識・考え方の多様化、また青少年の傷害事件など、教育上の諸問題が顕著であります。「三つ子の魂百まで」と言われたことが最近の脳医学でも科学的な証拠が裏づけされつつありますように、乳幼児期の子どもの適正な生活環境・情操教育がその後の子どもの健全な成長に大きな影響を及ぼすことが分かってきております。

このような現況にありまして、新年度、本町に幼児教育課が新設されるということであり、全国的にも先導的な取り組みであろうと思えますし、時期を得たものと私は評価し、期待いたしたいと存じます。教育には時間を要します。５年後、１０年後、あるいは２０年後、この地域にこの幼児教育課新設という成果が私は現れるものと信ずるものであります。

しかし、幼児教育というイメージは、一つには、幼稚園教育の延長線上との誤解も生まれ、私は主眼とは異なるさまざまな憶測が今後生ずるのではないかと思います。

そこで、次の事柄について考えを質します。一つ、幼児教育課新設についての思い、意義、行動プランについて質したいと思えます。二つ、この先導的な取り組みを広く町民に情報提供し、新町のまちづくりの一つとしてアピールしてはどうかという具合に思えます。三つ、幼児教育は、子どもと親の両者が私は対象だろうと考えますが、特に母子手帳を持たれた時からの親を対象として、健康福祉課との連携を強化しながら、幼児教育課として取り組むことが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 森田議員さんの幼児教育課新設についてのご質問にお答えします。

最初に、幼児教育課新設への思いや意義についてということでございますが、私は、保育所と就学前の健康診断であるとか、あるいは障害児の就学、こういったようなことを含めまして、ときおり保育所を訪問させていただいておりますし、当然小学校の入学あたりの辺は慎重にいろんな情報を集めておるわけですが、そういう中で、最近の小学校に入学してくる子どもに、育ちの変化と言いますか、そういうものを感じております。両親の厳しい愛情の中で育ててすごいなとこういう子どもがいるそういう一方で、例えば、基本的な生活習慣が未習熟と言いますか、落ち着いていないというようなことや、自分の意思を、例えばおしっこであるとか、そういうようなことすらうまく表現できないと、コミュニケーション不足と言いますか、そういう能力があまり磨かれていない、こういう子どもあるいは体力の低下であるとか、先程来出ております偏食、こういったようなもの、更に小学校は基本的に集団生活をするわけですが、そういう小学校の生活になかなか適応できない、不適用とまではいなくてもなかなか馴染むまでに時間がかかると、こういう問題が増えていると思えます。

こういう問題については、それぞれ背景や原因があると思いますが、大きく子ども自身にかかわる問題、それと育てている保護者にかかわる問題と、二つあるかと思っております。その場合、子どもについては保育所ということであるわけですが、福祉保健課が所轄しております。それから保護者の子育てとか、社会教育における幼児教育というのは、当然教育委員会が所轄しながら進んでおります。これを教育委員

会に幼児教育課として両方を取り込んで一体化することによって、取り組みの連携であるとか、連続性であるとか、整合性というのが当然生まれてくると思いますし、そこで起きるさまざまな課題についても解決への一元化と言いますか、そういうものができるでないかと考えております。その過程においては、保護者や職員に無用の混乱や動揺を招かないように慎重に進めていくという、こういうところも大切かと思いません。そういうことで、教育委員会としてこういうあたりを所轄しながら、進めて参りたいとこういう具合に考えておるところであります。

次に、新町まちづくりとしてアピールしてはどうか、とういうことでありますが、町長の当初の所信にもありましたが、若者たちが自分たちの意思で子どもを生んで、大山町で育てようと、そういう育てやすいまちづくりをすることは、ある意味では安心して子育てができる大山町、若者が定住するための、私は特徴の一つにもなろうかと思っています。そのためにも福祉と教育というのが、今まで以上に密に連携をして、この試みといいますか、これを前進させていきたいとこういう具合に思っているところであります。

最後に母子手帳発行時から幼児教育をはじめてはどうかとういうことでございますが、私も全く同感であります。妊娠、出産前、胎教と言いますか、胎児教育、こういう領域を作っておるわけですが、こういう活動も視野に入れながら、保育の在り方、幼児教育の在り方を含めて早急に行動プランなどを完成させたいと、こういう具合に考えておるところであります。以上です。

(荒松議員 着席)

○議長(鹿島 功君) 森田 増範君。

○議員(6番 森田 増範君) 前向きな答弁であり、非常に期待をいたしたいと思えます。その中で一つ母子手帳からとういうことで、同感という具合に教育長の方からも話がありました。是非ともこの母子手帳とういうことになりますと、管轄の場がですね、やはり保育園の関係までは教育委員会部署とういうことになっても、母子手帳とういうことになりますと、管轄がどうしても福祉保健課の方とういうことになります。是非ともこの連携を密にしながら、特に若いお母さん、お父さんを対象として何で今が大事なのかとういうことをこの幼児教育課としての取り組みを是非とも取り組んで頂きたいと思えます。それは、私も旧大山の時に、保育所の所長さんが退職される前に話をするのがあって、聞かせてもらいたいとういうこともあって伺った中で、非常に印象に残っておる言葉があります。それは赤ちゃんが生まれてから、お母さん、お父さん、母親だったと思えますけれど、に、ああだよ、こうだよとういうことではですね、今の若い母親、全ての方とは申しませけれど、傾向として、生まれて子どもの顔を見ることによって、子育てにパニックになる場面が多々あると、そういう状況があると。できるだけおなかに赤ちゃんが出来て、気持ちも新鮮でとういう子どもの顔をまだ見

ない、忙しくならないそういう状況にあるときに十分な子育ての導きをする環境が一番スタートでの大事なことでないでしょうかという言葉をいただいております。

是非とも今の色々な諸問題につきましては、どちらかというところ処方箋的な取り組みが多くあります。今、色々な場面で予防という捉え方の中での施策が展開されつつありますけれども、その原点は私はこの母子手帳を貰われた時からの親を対象とした幼児教育課の仕事がまず一番重要だろうと私は思っております。

そのことについてももう一度教育長の思いを尋ねたいと思いますし、もう一つ、この中に触れてはおりませんでしたけれど、幼児教育課新設ということになりますと、課が増えて人が増えるのかな、今の行政の職員の中での、職員配置の中で検討されるのかな、人件費がかさむのかな、というもう一つの心配もあります。この点について検討しておられるようであれば、答えも頂きたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 森田議員さんの再質問にお答えいたします。

今検討している段階でございますが、幼児教育課を新設した場合、当面保育所に入所している保護者を対象とする部分が多い訳ですが、保育所に入っていないそういう保護者も当然町内にはいらっしゃる訳で、そういうあたりをどうするかというのは、課題として捉えております。特におっしゃいましたとおり、出産前の検診、出産後の3歳児、5歳児等の検診児、これも一つの学習の場となりますので、そういった所に系統的な子育ての、あるいはそういう幼児教育に大切な情報提供をしていきたいと、現在では断片的な情報であったり、情報不足というようなこういう現状があるかと思っております。そういう辺を検討して構築して、いい情報提供をしてもらってですね、保護者が自信をもって子育てができる、こういうところを目指したいと思っております。幼児教育課の職員ですけれども、まだ詳しくは詰めておりませんが、教育委員会を次回開催いたしますので、行政、指導、こういうあたりが円滑にできるような職員配置をしたいと思っておりますが、職員が今減っておりますので当然兼務というようなことも視野に入れております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 時間もきましたので、最後にもう一点だけ立てます。教育委員会の場合ですと本庁があり、大山、中山、それぞれの公民館に課長がおられるということになるんですけれども、それぞれのほうにもこの幼児教育課という担当の部署が出てくるのでしょうか。それとも教育委員会本庁の直轄という捉え方でやられるのでしょうか。私はできる今のこの状況であるならば、教育委員会直轄で、3つの旧3町の大きなエリアのものの中で、直轄でこういったきめ細やかな取り組みをされるのが望ましいのではないかと考えるところでございますがどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） お答えいたします。今、中山、大山のほうには当然公民館に合わせて分室を置いておるわけですが、こういったあたり、人的な配置も視野にしながら、保育所を含めて幼児教育の所管をどうあるべきかというのは学校教育課の所管と連動させなくていけないと思っていますので、今合わせて検討して円滑にいくようにしたいとこういう具合に考えております。以上です。

○議員（6番 森田 増範君） 以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） 続いて、15番 二宮 淳一君。

○議員（15番 二宮 淳一君） 私は通告に従いまして二点について質問いたします。まず、教育の問題で、歴史教科書の選定にあたっての教育委員会の対応であります。私は議員生活11年を経て、この11年間、当時の執行部に行った質問を振り返りながら、同様の質問を今繰り返して、行政の考え方や世の中の流れを比較検討しながら今後の姿を探ってみたい、そのような思いで、この席に立った訳であります。

まず、教育の問題であります。その目的は御承知のとおり、人格の完成を目指し、平和な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、自主的精神に満ちた、心身共に健康な国民の育成をしなければならない、これが基本であります。

今日、我々が接する機会のない教科書の選定という問題ですが、教育委員会の独自性が確保されているのだろうか、そういう疑問を持つ訳であります。

現在の大山町の教育委員は、町長が選んで議会が同意した委員さんであります。全国の動きを見ますと、扶桑社が発行する新しい歴史教科書を採用することに決まった自治体というのが何ヶ所か報道されております。世の中の動きも少しずつ変わっていくんだなということを実感しながら、かつて、私がこの件に関して質問したことがありましたが、答弁の中では、県下が統一された教科書でないと、入試の際に統一した答えができないという答弁でありました。しかしながら考えてみますと、数学はなるほど統一問題でないと答えは出ないでしょう。しかし社会の問題では、答えが極端に言えば、一つでなくても、答えが2つあってもそれは裁量の範囲に入るのではないだろうかということもまた、あるわけであります。今地方の自立、独立と、そういうことが言われる世の中であります。教育委員会の考え方も地方の自立、独立ということを考慮に入れるならば、独自の判断が可能ではないのか。反日とか抗日とか言って、あたかも日本は悪いと決めつけて教育を行っている隣国があるように伺っているわけですが、そういった国を迎合して、それに配慮して本来わが国の持つ歴史、文化を否定するような教科書をいつまで使って教育をしていくのか。新しい教科書、私も読んだこともあります。全部承知しておるわけではありませんけれど、どこが一体採用するに値しないのか、そういった点についてまず伺いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 二宮議員さんの教育問題についてのご質問にお答え致します。来年度、平成18年度より使用する中学校の教科書、正式には中学校教科用図書と申す訳ですが、これの採択については本年度実施いたしました。ご指摘の社会科では地理的分野、歴史的分野、公民的分野、地図という4冊、言葉では4種目と言いますが、4種目の教科書を審議し、決定したところであります。

採択にあたっては西部地区の採択協議会の協議結果を参考にしながらあくまでも大山町教育委員会独自で審査を行いました。よって独自性というのは、確保されたものと思っております。

次に教科書、歴史的教科書の採択についてであります。従来は単元構成、学びやすさ、正確さ、公正さ、こういったようなものが採択の視点でありましたが、議員おっしゃるとおり、特に社会科の授業では考える、自らが考える、こういうことも大切になっておりますし、本年度より指導要録の中に発展的な学習をしてもよい、余裕があればこういう領域にも関わってもいいという、発展学習とか、発展的な内容という具合に言う訳ですが、そういうものが取り入れられることになりましたので、こういうあたりについても教科書を選ぶ時に検討を行いました。2日間に渡って検討した訳ですが、その結果、扶桑社を含め数社の教科書の中から、総合的な観点を元に協議をし、最終判断をして採択教科書を決定したところであります。

それから教科書の採択権限は当然市町村の教育委員会にありますが、教科書の無償措置法、というのは採択地区内で同一の教科書を採択することになっておりますので、大山町は、先ほど県下統一という具合におっしゃいましたが、採択地区は鳥取県は3地区に分かれておりますので、大山町は西部地区で共同採択という具合になっております。当然東部、中部、西部で教科書の採択が異なっているものもございます。

○議長（鹿島 功君） 二宮 淳一君。

○議員（15番 二宮 淳一君） 訂正をいたします。確かに前回の答弁の時も鳥取県地区は3地区ということを確認に伺いました。これは私の先程の質問、県下統一というのは訂正したいと思います。

教育長、当然ご承知でしょうけれど、私があえて申し上げたいことの趣旨は、参考までに今申し上げたいんですが、日韓基本条約の発行の経緯でありますけれど、これは昭和40年の12月11日に、日韓基本条約の批准案が、日本の参議院で可決されました。従って、同12月18日に、ソウルですが、批准書が交換されまして、発行、国交が正常化されたという事実があります。この中で日本統治次代の保障という代わりに日本が約8億ドルの経済協力金を支払って、両国政府、国民間の請求権は完全且つ最終的に解決されたことが確認されております。交渉の過程では、日本側の個人補償案を韓国が拒否をして、韓国政府が一括して受け取っていたと。韓国では、こうした事実が、国内の国民に対してほとんど周知されていない。従って日本は何も償って

いないじゃないかと、こういった日本糾弾世論が根付いてきまして、今年の1月の正常化交渉関連文書の公開で、その事実が明確になったわけだけれど、それでもなお反日教育というのが是正されない現状があるということを感じる時、私たちはいつまで隣国におもねって、日本独自の歴史・文化それを消し去るといいますか、そういった教育を続けなければならぬのか、もう改めるべきではないのかという思いがある訳です。従って教科書の選定にあたって出来る事ならば、そういった諸々の経緯を考慮して、判断をして頂きたい、そのように思っておりますので、今一度ご答弁を願えればと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 二宮議員さんの再質問にお答えしたいと思います。今議員さんのおっしゃった事については承知しておりますし、そういう歴史的な事実を発達段階に応じて子どもたちも学びながら、しかもそういう課題を踏まえて新しい時代を切り開く子どもたちを育てたいと。大山町では、名和中学校、大山中学校が日韓交流姉妹校交流等をしておりますので、おっしゃったそういう課題も含めていろいろ模索しながら新時代の子どもたちを国際的な中で、国際視野の中で頑張れる子どもを育てていきたい、こういう具合に考えております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 二宮 淳一君。

○議員（15番 二宮 淳一君） この件は終わります。

○議長（鹿島 功君） 次の時間、質問があろうかと思いますが、ここで休憩に入りまして、改めて午後のかかりに続きをお願いしたいと思いますので、大変脂ののった時ではありますけれど、ここで暫時休憩したいと思います。再開は1時にしたいと思います。

午前 11時 50分

午後 1時 2分

○議長（鹿島 功君） 再開します。それでは午前中に引き続き午後の部に入りたいと思います。続きまして二宮議員の質問をお願いします。

○議員（15番 二宮 淳一君） 午前中に少し熱が入りましたので、午後は小さい声になりますけれど、よろしくをお願いします。

2番目の質問です。子育て支援と地域の活性化策ということで本来これは関係がなさそうに思いますけれど、思われるでしょうが、私なりに二つに分けておりまして教育費の助成あるいは地域活性化策としての公共事業の強化ということに分けて質問したいと思っております。

鳥取県で最近言われております情報を新聞等で見ますと、鳥取県のラーメンの消費率が、伸び率が、あるいはカレーの消費の伸び率が、共に全国で一番だそうでありま

す。更に残念なことには、墮胎率も全国一位だと、こういう情報を得ておるわけでありませう。これは、一体どういう事を意味するんだらうか、いろいろ考えられる訳ですが、私なりに解釈すれば、年々収入が減少して夫婦共稼ぎが一段と増加した。鳥取県の女性の就業率も高いという事はご承知のとおりですが、そういった共稼ぎが増加した為に子どもの教育というのを学校に任せて、親は後ろ髪引かれる思いでありませうけれども、共に働くことを非情目的として、心ならずもやっておる、生活をしておる、それがこういったラーメンとかカレーを食べるとか、あるいは墮胎率も全国でトップだとか、そういった非常に残念な状況があるのではないだらうか、そのように私は思う訳であります。かつて私は質問してきました中に、保育料が非常に段階的ではあります、多い家庭にあっては収入の、6万も7万も必要だ、そういう実態があるということで、どうでしょうか、保育料をタダにしてはどうでしょうかということを質問した過去がある訳ですが、その当時の答弁では、国が定めた法律によって徴収をしているために、徴収をタダということは困難だと、こういう答弁をいただいております。

私は視点を變えて、そうであるならば、保育料は保育料でいただきませう。ただし、そういった子育て支援の一策として、子育てにもう少し金を使ってはどうだらうかと、ここに私は教育費の助成というように書きましたが、これ教育費というよりむしろ保育費という子育て支援のための費用という意味で捉えて欲しいんですが、そういうことができないであらうが、こういう事を考えておる訳でありますので、この点につきまして、答弁をいただきたい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは二宮議員さんのご質問に答弁させていただきます。

子育ての支援に対して、経済的な経費と助成を更に充実してはどうかというご質問だったというふうに思っています。ご承知のように、新町になりまして保育料につきましては、国の定める保育料を更に軽減し、西部の市町村の中でも保育料としては安いほうに位置付けた金額の中で今対応しておるところでございませう。保育にもたくさん経費がかかっておるところでありませう、保育料につきましては、所得によつての段階的な保育料が設定してあるところでありませう、それなりの所得の水準を見ながらの保育料設定がしてあるところではございませうし、そういった意味で、応分の負担を保護者の皆さんにも求めながら、今保育事業を進めておるところでございませう。

更には、学校教育、小中学校におきまして、それなりに子育てに経費がかかっておるといふのは承知をしておるところでありませうが、義務教育でありますので、基本的には、教育に対する授業料というものは負担はいらなせうけれども、教材費でありませうたりとか、或いは通学の為の費用等もかかっておるといふのは承知をしておるところであります。或いは給食費等も保護者の負担といふのは当然いただいておりますが、

いずれにいたしましてもその経済的な情勢を見ながら、保護世帯であったり、準用保護の世帯、こういった所につきましても、その基準に基づきまして、保護世帯には全額、国費の中で対応しているところでありまして、準用保護につきましても、今、全額町費で対応しているところでもあります。更には遠距離の通学の生徒に対しまして、旧中山、旧大山の地区におきましては、その生徒に対してその一部を町費で助成をしてきて対応もしているところでもあります。いずれにいたしましても、こういった子育て支援の中で、経済的な負担を軽減していくということも勿論重要だろうと思っておるところでありますけれど、親が子どものかかわりを考える中で、共に学ぶ場、親として学ぶ場、こういったものを設定する中で保護者皆さん方の子育ての支援を行っていくこと、こういったこともこれからは更に重要になってくるのではないかと思います、こういった取り組みにつきまして、今後更に充実して参りたいと考えておるところです。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 二宮 淳一君。

○議員（15番 二宮 淳一君） かつて申し上げました時に少子化というのは、国の危機であるというふうに申し上げた数年前の質問もありましたが、これは少子化対策、今ようやく政府がいろんな策を講じております。先程来、保育料の軽減、教育費の助成という問題については、ただいまも答弁を受けましたが、幼児教育という観点からもいろいろ方策を考えておられるということも先程来、伺っておりますので、この項はこれで終わりたいと思います。

次の地域活性化策としての公共事業についてであります。これ少し関連が出てくると思って、質問書に書いたわけですが、私は地方経済の活性化というのは、雇用の増大もはかりますし、各家庭への安定収入の確保という問題も解決できると思っております。世間の風潮では、公共事業そのものが、悪であるというふうなとらえ方、報道、それがすごく浸透しておりまして、公共事業本来の目的というものが、どこかに忘れられて、公共事業があたかも悪いことであるかのような風潮がはびこっている世論があるということについては大きな疑問を持っております。儲ければ何をしてもいいとか、金儲けに狂奔して、何でも経済効果に置きたがる人たちが今多い訳ですが、そんな人たちが都会に集中して、地方を省みない政治や行政、やがて日本のバランスを崩して国の衰退に追い込んでいくように方向に思って心配をするわけです。優れたものが勝ち、劣るものが敗れるという優勝劣敗の社会であることはだいたい分かりますけれど、米や野菜、そしてもっとも生活に大切な水といった問題は、全て地方の山野から生産され、あるいは水も湧いてきて、そして都会のほうに送って、都会の生活が成立しているという現状を考えると、地方をないがしろにするような政治手法が私は決して正しいというふうに思わない訳です。少子化の問題等も先程述べたカレーやラーメンの消費の問題等も重ねて考えながら、暗澹たる思いを禁じ得ないのであ

りますが、私は地方の独立とか自立とかいうことを口で言われるこの頃ですけれど、地方が元気を出して中央に向かって堂々と主張する姿というものを私はもっともっと強めていきたい。それが地方の自立であり独立であり、三位一体改革等で予算的な問題は確かにあります。ありますけれども、少なくとも我々は地方に住んで、こうしてやっている以上は、みんなが団結をしてもっと中央に向かって地方の意見を申し述べるような、そんな社会を作っていきたい、そんな思いを強くしておりますので、最後に質問はこれで終わりますが、町長の私が申し上げた事に対する基本的なお考えがあれば伺いたい、このように思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、地域の活性化策としての公共事業の強化というご質問でございます。バブルが崩壊して以来、長引く景気の低迷によりまして、地域経済の活力は薄れ、雇用の縮小による収入の低下が、この大山町におきましてもこの大山の中にも大きな打撃を与えてきておるところであります。

地方政治や経済の疲弊の要因として、さまざまな理由があるとは思いますが、その一つが今ご指摘のような中央集権的な制度にあるのではないかといても過言ではないと考えております。政治におきましても、平成7年地方分権推進法の成立を機に「地方の時代」といわれて久しくなるところですが、現実には自己決定、自己責任という地方分権の理念とはほど遠くて、権限・財源・情報、こういったものを過度に中央に集権させる中、地方の資源や活力を奪っております。また全国の画一性と公平性を重視するあまりに、地域の多様性を軽視するなど、あらゆる面で中央集権型の行政システムが今だに色濃く反映されておるのではないかなと思っておるところであります。同様に、経済活動におきましても、「金」「もの」「ひと」、これが全て東京圏へ一極集中するあまり、社会基盤の整った中央の基準や論理で、地方の公共事業が判断・決定される傾向にあります。地域の安定や活性化、地方自治の本旨の実現の観点からも、全国町村会をはじめ、地方6団体と連携を図りながら、このような地方の実情、地方の声というのをしっかりと届けていかなければならないというふうに思っておるところでありますし、今ご指摘いただきました思いとしては、同じ思いの中で我々としても地方の責任ある立場として、この地方の状況というものをしっかりと中央に届ける努力を怠ってはならないと強く思っているところであります。以上です。

○議員（15番 二宮 淳一君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、11番 諸遊 壤司君。

○議員（11番 諸遊 壤司君） 11番議席の諸遊壤司でございます。私はこの度は3点ほど私の意見を述べ、町長並びに教育長に考えを質したいと思っております。

まず初めに、合併一周年記念にナスパル温泉の入浴券をと題して私の意見を述べた

いと思います。早いもので3町が合併し新大山町になり、足かけ10カ月が経ちました。町民に夢と希望を持たせた合併のはずであったわけですが、現実には今のところ町民から合併して良かったねという声をなかなか耳にいたしません。町長をはじめ執行部の皆さんはどうですか。我々同僚議員はどうですか。どんな声を聞いていらっしゃいますか。私はまだ届いておりません。でもしかし、近い将来、執行部と議会が一緒になって、近い将来には、いろいろあったけれども、いい町になったなどという声を聞くように頑張っていかなければならないと心を引き締めております。

さて、他の市町村では、合併記念日に様々な行事が計画・実行されておりますが、私は本町のその記念には、町営のナスパル温泉の無料券を全家庭に配布すべきと提案いたします。せっかく立派な町営の温泉施設があるのであります。大山町の西側に住んでいるもの、言うならば旧大山町、まだ言うならば旧高麗地区、に住んでいる者にとりましては非常に馴染みが薄いですし、距離も非常に遠いわけでございます。また交通の便も非常に悪いわけでございます。ナスパル温泉の宣伝のためにも、また合併で町民にいろいろ心配をかけさせたという意味も含めまして、温泉の無料券をプレゼントをし、今以上に町民に親しみ愛される温泉にすべきと思うわけですが、町長の考えを質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、諸遊議員さんのご質問に答弁させていただきますが、平成17年3月28日に、中山町、名和町、大山町の3町が合併をいたしまして、新大山町が誕生いたしましたから、ご指摘のように約10ヶ月、9ヶ月あまりが経過したところでございます。この間、町民のみなさんや議員のみなさんのご理解とご協力をいただきながら、無難に大過なく行政運営をスタートすることができました。このことにつきまして、まずもって深く感謝申し上げる次第であります。

さて、広く町民に親しみ愛される温泉となるために、新町誕生一周年記念に、中山温泉ナスパルの無料入湯券を、全家庭に配ばったらどうかというご提案でございました。新町の発足一周年の記念式典につきましては、3月に実施するよう今、計画をいたしておる所ですが、その具体的な内容につきましては、これから協議検討をしていく段階にあるという所です。どのような内容で挙行していくのか、式典だけにするのか、或いは記念講演などを盛り込んでいくのか、こういったような事も検討している所ですが、ただいまご提案いただきました提案につきましてもその中で検討して参りたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 諸遊 壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 3月に記念式典並びの記念講演になるかもしれんけれど、色々計画しているというご答弁でございましたけれど、先日決算報告会ですか、決算報告を聞きました。ナスパルの入場者が昨年は一昨年比べて一割、10万

人から9万人になったという報告を受けました。実はその後、私もナスパルに行きまして久しぶりに行きまして入浴したわけでございますけれど、担当職員の方、一生懸命するけれど入湯者が減ってるんですよ、どうしたらいいでしょうかと職員の方も心配しておられました。やっぱりね、今、暇とお金、という言い方はどうでしょうかね、お年寄りには特に暇とお金があります。あとお年寄りにプレゼントすることもまず大切でないかと思えます。町長が、記念式典やもしかしたら記念講演とおっしゃいましたけども、どうでしょうかね、本当の一般町民にとって記念式典、記念講演が町民にとって嬉しいことでしょうかね。行政の人にとっては、それは一つのけじめとしていい事ですけど、町民にとってはそんなに「わあ、素晴らしいな」とは思いません。直接何かいいことがあれば、一般町民は喜ぶのではないのでしょうか。その点もう一度、私の提案を含めて答えてもらいたいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 諸遊議員さんの再質問に答えさせていただきますが、一周年という大きな節目、満1歳の誕生日ということでございますので、子どもの誕生は祝ってやらないけません、町としての誕生も何らかの形としてけじめとして私はお祝をすべきではないかなと思っておるところであります。その中身については、先程申し上げましたように、今考えておるところでありますけれど、式典とか講演、全町民が確かにおっしゃるように一同に参加できる式典なり行事というのは出来ないだろうと思っております。そういった中で合併の一年というものを皆さんに喜んで頂くためにどうしたらいいかという一つの提案であろうと思っておりますが、いずれにいたしましても、ナスパル温泉、町の温泉であります。非常に美肌の湯だということでございまして、いい湯だそうでございます。私も1回しか入ったことがない。それでもこうした保っておられます、ということではあります、いずれにしてもこういった施設があるって事をまずは町民の皆さんに知っていただくということが大事だと思っておりますし、そういった意味では、この温泉に限らず様々な町内にある施設とか産物、農産物、まずは町民がしっかりと自分のものとして捉え、そういった努力、もっていただく努力を我々はしていかなくちゃならないというふうに思っておるところであります。

そういった中で一つの方策として、まずは1回お試め券で行ってみるよというのが議員さんのご提案ではないかなと思っておりますけれども、そういった方策もあろうかと思えますし、どうか皆さん方も誘い合わせて、こういった温泉、中山の温泉の素晴らしさをPRいただいて、一緒に温泉の方に出掛けて頂くような取り組み、これも皆でして行かなくちゃならないのではないかなと思っております。そういう事で検討させて頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 諸遊 壊司君。

○議員（11番 諸遊 壤司君） 町長は今の答弁では、前向きに検討してみたいということで私のこの質問は終わりたいと思います。

次に、第2点目、統合名和小学校のグラウンドを芝のグラウンドにということをご提案したいと思います。合併前からの懸案でありました名和・光徳・庄内の3小学校が統合となり、いよいよ4月から工事が開始され、約一年の期間を経て新名和小学校が開校する運びとなりました。ここまでにいろいろ紆余曲折があったろうと思いますけれど、町長、教育長をはじめ、担当課長、関係者の皆さんのこれまでの努力に心から敬意を払いたいです。

そこで、私は、統合名和小学校のグラウンドは、是非芝のグラウンドにすべきと提案いたします。なぜなら、鳥取県の芝の栽培面積は、全国2番目の約800ヘクタールございます。その内、我が大山町の芝栽培面積は約370ヘクタールで県下第2位、販売金額は11～12億円ある。芝生産農家はもちろんのこと、芝を運送される運送会社、芝出荷会社等たくさんの方々が芝に関わり合いがあり、大山町の産業の中心的な位置にあると言っても私は過言ではないと思っています。私が言うまでもなく、芝のグラウンドは、子どもたちにとって、怪我をしにくい、砂ぼこりが立たない、目にやさしいなどの効果がありまして、特に最近児童生徒の体力・視力が十数年前と比べ、非常に低下したと全国的に問題になっております。

財政的な問題もありますが、元気で健康な子どもたちを育成するためにも是非この際、芝グラウンドを検討すべきであると思う訳でございます。そしてそのことは、名和小学校ばかりでなく、順次町内の小・中学校のグラウンドを芝グラウンドに整備を押し進めるべきと思うわけでございますが、教育長の考えを質したいと思います。町長も。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 私にも通告いただいておりますので、答弁させていただきます。今、諸遊議員さんのほうから、学校のグラウンドに芝をとというご質問でございました。おっしゃいますとおり本町は芝の産地であります。学校グラウンドに芝を張れば芝産業の振興につながるのではないかと、更には教育上の効果についてもあるのではないかとということでございました。そのことは、一定の理解はいたしておるところであります。

しかしながら、芝の植え付けや維持管理、この費用、時間、これらの問題もございます。また専門業者への管理委託や学校の芝でありますので、除草剤とか、基本的には出来ないだろうと思っている所でございます。そういったようなことを考えていきますと、児童・生徒にも様々な影響を考えた場合に、問題点がまだまだあると思っております。現在新設の名和小学校でありますけれど、今芝のグラウンドの整備するというふうな考えは持っておらないところであります。そういったさまざまな背景も

ありますけれど、芝グラウンド、これを実際に使った場合はどうなのか、という事の中で学校現場の考えとしての考え、こういったものもあろうかと思えます。それにつきましては、教育長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 諸遊議員さんの芝グラウンドのご質問にお答えしたいと思います。おっしゃるとおり、小中学校のグラウンドに芝を張っていけば、砂ぼこりが立たない等のメリットは私も十分理解出来ますが、現状では、陸上競技の100メートルの直線をどういう具合に取るかという、こういうあたりで学校現場は苦勞しておりますし、中学校では、サッカー部はいいですけど、野球部等では部活動でグラウンドを使用するあたりについていろいろ配慮しております、全面的な芝は適当ではないんじゃないかと思っております。

ただ部分的に芝を張って活用しておると、こういう学校も9校の中にはいくつかあったんですけど、本年度の状況を見ますと手入れや管理負担、経費、活用などに苦慮して、最終的には削ってくれという要望が出て実際そういう対応させてもらいましたので、芝グラウンドの魅力は分かりますけれど、慎重に研究していく必要があるのかなど、こういう具合に考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 諸遊 壤司君。

○議員（11番 諸遊 壤司君） 町長も教育長も、まあ芝の効用は分かるけれど、財政的な面や維持管理の方から、ちょっと見合わせというご答弁だったと思えます。私は非常にね、残念なご答弁ではなかったかと思えます。町長は先程の一般質問にもありました大山ブランドを語る地産地消をする、それから今日は言われませんでしたけれど、この大山町から情報を発信するということを絶えず町長の口から出る訳でございます。全くそのとおりだと思います。ならば、やっぱりいろんな条件あります。費用も事もあります。管理の事もありますけれど、それ以上に私は芝のグラウンドの効用はあるのではないかと思っています。

例えば、このたび今同僚議員が言いましたけれど、保育園が福祉保健課から幼児教育課に変わります。いろんな理由があつてそういう具合にするんだということを教育長がおっしゃいましたけれど、まあ簡単に分かりやすく言えば元気で健康で賢い子どもを育てるんだ、そのために幼児教育課を作るんだということだろうと思っております。私はね、費用の事を言ったらね、確かに財政難ですので、削ることは削らんといいけん。これはよく分かります。しかし、子どもたちのために元気な健康な賢い子どもを作るために芝グラウンドが必要ならば、私はそういうお金はそんなに無駄なお金ではないと思っております。ちなみに名和小学校のグラウンド1.1ヘクタールの面積でございます。業者さんに聞きましたら、だいたい芝植付けの費用は150万ぐらいかかるじゃないかなど。業者ですると。これも例えばP T Aさんとか、皆さんの協力

があればその半分以下になりますと。で、維持管理費も1ヘクタール、まあ業者がすると100万かかりますけれど、名和町が芝作っておられるのが沢山おられます。農家に負担されますれば、その半分ぐらい、5、60万でできるじゃないかということでございます。そのことをもう一度検討願いたい。実を言いますとこの間の臨時会の後、県下で唯一芝グラウンドしておられます泊小学校に行かしてもらいました。泊小学校の原田校長さんとお会いしまして、いろいろ芝のグラウンドについてお話したんですけども、その泊小学校の原田校長、「もう教員になって30数年間、いろいろな小学校にしたんだけど、この芝グラウンドは本当に素晴らしい」と。子どもの健康のためにも目のためにも、全てのために良かった」と。「是非大山町で新しい学校を作られるなら、芝グラウンドを私も推し進めます」と、こういう助言をいただきました。教育長さんは、学校関係者ですので、原田校長さんと多分お親しいと思いますけれど、そういう現在使っておられるところがどうなのか、ということをもう一度確かめていただきまして、そんなに費用がかかりません。もう一度再検討すべきだと思うわけでございますけれど、町長と教育長からご答弁願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、私の方から再質問に答弁させていただきます。議員さんおっしゃるように、芝グラウンドに対する効用というのも理解はする所でありまして、町の特産品としての芝、これは学校から情報発信して行こうじゃないかというご提言ではないかなと思うところであります。費用の面は、先程諸遊議員さんの方からも、ある程度他の事例ともご提示いただいた訳でございますが、今の高麗芝を町内で作っておられますあの芝を1.1ヘクタール張り付けて150万くらいで本当にすむのかな、とちょっと私もそこらへんよく分かりません。ただ、いずれにしてもそれは費用については、今おっしゃるような場合には、そういった思いなら、芝生産農家の皆さんが、自分達で経費はいいから、そのために我々が芝の振興のためにもグラウンドに芝を張ってやるよというふうなご提言もあるいはあるかもしれませんし、管理される側として、PTAが、或いは専門家の方が管理してやるわ、というような子どもたちのためだという思いで、皆で取り組んでいただけるようなそういった道も或いは開けてくるのかもしれないなというふうな思いを今お話の中で受け止めた訳でございます。いずれにしてもそれはそれとしまして、問題は学校の現場として、本当に芝を全面に張った場合に活動として、いろんな体育活動、グラウンドの活用の中でその方がいいのか、どうなのかという学校現場としてのやはり問題が大きいんじゃないかなと言うふうに思っておるところでありまして、まずはそこらへんのところの研究が必要なのでないかなと思うところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 諸遊議員さんの再質問にお答えいたします。実は先日12

月に入ってからですが、校長会がありまして、そのおりにこの質問も有るということで、校長さん方に実際聞きました。小中学校9校、分校2校ということで、計11のグラウンドがあるわけですが、いや、是非と言われた校長さんは2名で、あとはもういいというのが現状でした。議員おっしゃったとおり、芝の魅力とか、芝の管理について、東部のほうではですね、簡易な方法もあるというようなことも話しましたがけれども、確かに風がきついで、芝というメリットは分かるけれど、今のままでいいというのが正直な希望でした。必要に応じてこちらが指導する部分も当然ある訳でありますけれど、そういう現状であるのもう少し研究すべきかなと思っておりますし、泊小学校の件、現在の校長さんでなしに前校長さんとの話しで記憶に間違いがなければ、芝にだいたい1,000万ぐらいかかったような、維持管理は確かに100万くらいだとは聞いているんですけど、1,000万近くでなかったかなという感じをしております。費用の事については、当然いるものは、そういう裏付けをしていかななくてはいけないんですが、学校現場が芝について非常に消極的と言いますか、そういうあたりで現状分析している所であります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） それぞれの立場からそれぞれのお答えをいただいた訳でございますけれど、もう1回ね、小学校、中学校、児童・生徒の体力が、減退しているという事で私は述べたいと思います。

ここに児童生徒の体力づくり、平成17年度定期検診、定期健康診断のまとめというのを取り寄せております。これは、学校教育課長の高見課長から取り寄せてもらいました。これ児童生徒の体育向上事業、これ県が教育長もご存知のように鳥取県教育委員会が出しております。いろいろありますけれど、全国的な体力低下が指摘され、鳥取県でも全国より勝るものの低下しておる。そこで知徳体を兼ね備えたたくましい鳥取県の子を育成するために体力向上を本県における重要な教育課題とし、5年間で上昇傾向に改善する、とあります。これを見ますと時間の関係であまり読みませんが、だいたい20年前と比べて、体力が1学年分低下している。これは全国的ですけど、大山町の体力作りの調査結果を見ましても、確かに低下をしております。それから目のほうですね、視力、小学校の分には全国平均が出ておりませんので、中学校の方を見ても、例えば中学校の2年生、1.0以上の方が全国平均では、52.6%あるわけでございますけれど、大山、名和、中山の生徒の平均が39%、1.0以上ですよ。それから3年生では、全国平均では、49.3%の人が1.0以上ですけど、大山町大山、名和、中山の生徒の平均が44%、もっぱらにもね、教育長、現場の先生は確かにいろんな意味からいらんわという校長がおられたかもしれんですけど、本当にこんなに視力が低下し、体力が下がっているならば、これは実際出てるんです。私はね、しなければならぬ。することはせんとせつかく町長や教育長

が福祉健康課から幼児教育課に所管を移管されて、元気で健康で賢い子どもを育てるのが、やっぱり行政の場を変えるばかりでなく、現場も変えていかなければ、環境も変えていかなければならないじゃないかと思う訳です。もう一度答弁をお願いいたします。どちらもお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再度でありますけれど、考え方としては必要であるならば、必要なものについては当然整備はしていかななくてはならないという考えは持っているところでございますが、教育長のほうから答弁があるかもしれませんが、今ご指摘があった体力の低下等、視力の低下、特に体力の低下等が昔に比べて今子どもたちの体力が低下しているという事は私も地元で承知しているところであります。それが、芝をグラウンドにすることによって、明らかに向上していくのものなのか、その因果関係というのをどういうふうこれから位置付け整理していくのか、そういった効果というものも検証していかなければ、昔のグラウンドには芝ではなかった訳でありますので、今も土でありますので、そういうようなことも含めて芝グラウンドにすることが、そういった今のような課題を解決していく上で大きな効果が上がるんだというようなところを検証する中で必要性があればまた検討していくんではないかなというふうに思う次第でございます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 教育委員会の考えを申し上げたいと思います。体力が低下しておるといのは、大変な問題だと言う具合に思っております。ただ、学校教育の時間の体育の時間は、学校によって違うんですが、週2回ないしは1.5時間くらいで、以前の学校週5日制導入以前に比べると半分くらいになっておると。したがって学校教育の体育の時間だけで、体力を回復するというのは出来ない。即ち、体力の低下の原因は、学校教育外にむしろ原因を求めるべきでないか。例えば通学をどういう具合にしているか。それは都会の子どものほうが、学校に歩いて通う、電車の乗ったり、階段を下りたりして、むしろ都会のほうが体力が出てきておる。田舎の方が、体力がないという、こういう全国的な傾向もありますし、視力の問題についても、今分析をしておるわけですが、大山町の児童・生徒のテレビの視聴率は、鳥取県下でダントツであります。多い生徒は、児童は3時間以上見ておる、こういうのもありまして、視力の低下はテレビだけではないにしても、読書によって視力が低下しておるといよりも、そういうあたりになると、基本的な生活習慣がどうあるべきか、こういう辺も模索すべきかなという辺で、今各学校の養護教諭をはじめ、担当の先生方とそういう辺に焦点をあてて、分析や協議をしております。近い内に幾つかの対応も出したいと思ってるんですが、昨日の子ども健康会議にもそういう同じ問題が提起されて、問題意識を持っている人が町内にも何人もおられるということで、心強くは思ってるん

ですが、近い内には事業施策に結びつけたいと思っているところです。以上です。

○議長（鹿島 功君） 諸遊 壤司君。

○議員（11番 諸遊 壤司君） 町長、教育長のお考え、私もある意味で分かりません。是非とも教育長、もう一度県下で唯一の芝グラウンドをしておられます泊小学校に行かれまして現状を聞かれ、また再度検討してくださることをお願いして次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、資源循環型社会構築のための「菜の花プロジェクト」の取り組みをと題して意見を述べたいと思います。

我が町は、水田面積2,275ヘクタール、畑地面積1,908ヘクタールで県下の町村で名実一番の面積を保有しています。しかし、水田におきましては、転作率約40%の910ヘクタールを転作しなければならないため、主に中山地区のようにブロッコリー、ねぎ等の転作作物の導入により安定した所得を上げている地域もありますが、その反対に何を作っていいか分からないと大変困っていらっしゃる地域もあるわけでございます。また畑にしましても特に大山山麓パイロット事業で開墾した土地は、多くの非耕作地、荒廃地が見られるのが現状である訳でございます。

一方、私たちは、身近な所では「ごみ問題」、地球規模では「地球温暖化問題」に象徴される大きな壁に突きあたっており、経済効率をあまりにも重要しすぎた為におこるその弊害に苦慮している所でございます。

そこで私は、農家と消費者とが一緒になり、余った水田、と言いますか、転作に何を作っていいのかわからない水田や荒れた畑に菜の花を植え、花の時期には養蜂が営まれ、また収穫した菜種を搾油して菜種油を作り、各家庭や学校給食に使ってもらい、使用後は回収して精製処理をし、バイオディーゼルとしてスクールバスなどの公用車、トラクター、コンバインなどの農耕車・漁船、あるいは燃料として使っていく、またそこで出来た油カスはもう一度堆肥として農地に還元していく。そのように菜の花による資源循環サイクルの必要性を強く感じて、現在6名ほどで研究会を作っているところでございます。

また、現実に今現在、菜の花を栽培され、菜種油を販売されたり、てんぷら廃油を回収され、精製されて自家用車に使用されている会社や事業所が、この大山町内にもございます。

町長は、就任以来、人にやさしく地球にやさしい町づくりを基本の一つに考えておられますが、この「菜の花プロジェクト」についてどのようにお考えか質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、菜の花プロジェクトの取り組みについてのご質問に答弁させていただきます。

化石燃料の消費による大気汚染や地球温暖化は世界的な課題となっています。石油にかわるエネルギーは今、早急に求められているところでもあります。

さてご提案の「菜の花プロジェクト」の取り組みであります。10月31日に松江市で活動しているNPO法人「斐伊川くらぶ」に職員を視察に行かされたところでもあります。10月初旬の菜種の種まき、4月上旬の菜の花まつり、6月下旬の菜種の収穫、精製、食利用、廃食用油の回収、ディーゼル燃料の製造といった課程がありますが、まさに環境にやさしいエネルギーを製造するという資源の循環型社会の方向性を示していると思ったところでもあります。

さてその内容であります。平成11年春から斐伊川の上流の尾原ダム用地内で上流・下流の交流体験を展開するため菜の花づくりが始まったこと。また松江市は河川の水質汚染が進んでおりまして、そのなかでも油類の流失が原因のほとんどを占めているということでありました。このような経過があつて、水質汚染と菜の花が持つ広範な利点を利用して活動が始まったようでもあります。

しかしながら菜種のほうでありますけれど、収穫量は目標の約半分、さらに製油のコストは等級外が出てまいりますので、2割くらい高くなつたというようなことありまして、まだまだ生産の収支の見通しができていないというふうに聞いておるところでありまして、本町で積極的に今取り組みを進めていくには、まだまだ多くの研究課題があるのではないかなというふうに感じた所でもあります。また、町づくりの目標といたしまして、先程ご指摘がありましたように、人に優しく地球に優しい町づくり、こういったものを取り組んでおるわけでございますが、その観点から考えますと、旧名和町におきまして環境ISO14001の承認取得をはじめ、風力発電事業、住宅用太陽光の発電システムの導入に対する補助事業、更には今後におきまして、地域温暖化のための地域温暖防止のための更なる対策、こういったものも取り組んでいかなければならない、というふうに思っているところでもありますし、諸遊議員さんからご提案がありましたような取り組みにつきましても試験的に一部の公用車に、てんぷら油などの排食油から精製されますバイオディーゼル燃料を使用したり、或いは排ガスの軽減や経費の節減に努めるとともに、リサイクルの循環システムの普及啓発についても本格的に取り組んで参りたいと考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 諸遊 壤司君。

○議員（11番 諸遊 壤司君） 町長がおっしゃるとおりでございます。緊急課題がまだまだ沢山あるということが私もよく存じております。しかし、町長が今積極的に取り組んでいるということでございますので、是非とも取り組んでください。取り組んでいかなければならないと私も思っております。私はね、今言いましたように町内の水田、畑を含めた休遊耕地の油田化をするべきだと思っておる訳でございます。アラブの石油に頼らない、我々のところで作る、石油でつとめにいく、だいたいまあ

上手にいきますと、反当80リッター採れるようでございます。上手にいったところですよ。松江ではないかもしれませんが。80リッター、だいたい1軒が農家は4反転作をしなければなりません。4反かける80で320、30リッター、お勤めの方が10キロのところに勤めていらっしゃる、往復20キロ、250日勤められますと、だいたい5000キロ、一年間に5000キロお勤めの方が走られるとしますと、一般農家の人が4反アブラ菜を作られまして80リッターの油を、菜種油を採られますと、その通勤の油代は自分の畑で出来た畑でなるというような計算が、机上の計算ですけど。私たちは、これを目指してがんばっていかなければならない、町長、やっぱり先んじて風車とか太陽発電に助成されました。やっぱり基本は一緒だと思う訳でございます。

そしてもう一つ、大山は誰かの質問にございました、大山は、全国広しと言いますけれど、海から畑から、川から山、あるのはこの大山町だけだと思います。町長も登山が好きのようでございますけれど、私も登山します。年に一回は大山に登っております。大山から日本海を望みますと、青い海、青い空、遠くには隠岐島があり、近くには島根半島、そして海岸には白い風車が回り、その周りは菜の花が咲き、耳を澄ますと小鳥がキイキイとさえずっている、これが大山町の理想郷、桃源郷ではありませんか。これを目指して我々が一体となって、行政も議会も町民も一緒になって、で何べんも言いますように、中山さんのようにブロッコリーとか、ねぎでたくさん収益をあげている所に作れじゃないんです。何を作っていいかわからない、田んぼを投げてしまった、そういう所に皆なでやろう、こういう姿勢が大切でないかと思っております。最後に町長にもう一度答えてもらいまして私の理想郷と町長のもっておられる桃源郷が一緒なのかどうか尋ねたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 諸遊議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、大山町になって、大山もわが町の山であります。登山も好きになろうと思えます。この頃登っておりません。それはそれといたしまして、先程答弁をさせていただきましたが、菜の花プロジェクトを積極的に取り組んでいくという事ではなくて、これを研究せないけんということでございまして、やはり自然にやさしい、環境にやさしい、そういったリサイクル環境システム、こういった普及、啓発には積極的に取り組んで行かなくてはならない、自然エネルギーの利活用を積極的に取り組んでいかなければならないという思いで答弁させていただいておりますので、そこらへんはご理解をいただきたいというふうに思う所であります。おっしゃること理論的には十分に承知をするところであります。

しかしながら、やはりこれを運用していきますには、経済的に回っていく、そういった基盤が出来てこない、まだそう意味では一部の実験段階かなというふうに感じ

た所であります。いずれにしても農業として菜種を栽培するならば、そこで収益があがらなくちゃなりませんし、それから菜種油を精製するならば、そこで収益が上がっていかなくちゃなりませんし、そして廃油を使ってそれを精製した分で油として車を動かすならば、やはりガソリンと同じくらいな価格の中で出来てこないと利用も進んでいかないだろうと、思っているところでもありますので、そういった意味での課題、まだまだたくさんあるんだろうなと思ってる所でありまして、これは大山町だけでなくさまざまな所で今検討が進めておられる課題ではないかなというふうに思っておる所でもあります。当面の間は、水田転作等、作物について、作る作物がないと言われてすけれど、何もブロッコリーと葱は旧中山以外は作ってはならないと言うようなことではないと思っておりますし、大山ブランドとして、ブロッコリーや葱も有利販売に結びつけ、町の大きな特産として伸ばして行かなくちゃならないと思っています。そのためにはたくさんの方が栽培をして頂いて規模を大きくしていくことも大事だろうと思っておりますので、どうかご遠慮なく大山地区の方につきまして、中山の技術を学んでいただいて、ブロッコリーや葱にも栽培に取り組んでいただければなと思う次第です。以上です。

○議長（鹿島 功君） 諸遊 壤司君。

○議員（11番 諸遊 壤司君） 私20分の予定って書いておりまして、大変おっしゃべりしておりましたけれど、言いたいことはたくさんございますけれど時間はきましたし、そして一番最後に言いたいのは、その菜種というので、収益云々、町長おっしゃいましたけれど、あまりにも経済効果の事ばかり考えていては、これからの時代はやっていかれない、時には経済的にはマイナスになっても、環境の為いろいろな意味を込めてしなければならない問題があると思う訳でございます。銭金のもので考えてしまったら全て公害の元でございます。私は町長に期待したいのは、町長のスタンスはそうでないと思うんです。やっぱり儲けることは儲けなければなりませんけれど、大きな枕の分野から、少々高くても環境、大山町をどうして全国にアピールするか、そこでないですか、町長の思っておられるのところは。もう一度本当は答えて欲しいですけど、その事について。それで終りたいと思っておりますけれど、もう一度言います。お金だけでなくして、大山町が日本に、国内にアピールする為には、どうしたらいいかという事でございます。お金だけの問題でない、経済効果だけの問題ではないと私は思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） では、答弁させていただきますが、もちろんおっしゃるとおりだというふうに思っております。そういった意味で今試験的に一部分やる、そういったことについての支援というのは当然必要だろうと思っておりますけれど、じゃこれ大々的に取り組んだ時にその採算部分を誰が持つのか、そういった思いの中で、農家

の方が儲からんでも菜種を作って供給して頂けるのか、じゃあ、精製する企業の方が、赤字でも構わん、その菜種油を引き取って精製して頂けるのか、今のガソリンの3倍、4倍かかっても構わん、環境の為なら、みんながその油を買って使っていただけるのか、そういったことを考えてみた場合に、やはり現実として考える場合に、ある程度そういった経済的な効率というものを考えていかなければ、いくら環境のためとは言え、そのシステム自体が回らないのではないかなという思いがあって言っている所でございますので、ご理解いただければと思います。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 諸遊 壤司君。

○議員（11番 諸遊 壤司君） よく分かりました。また席を変えて討論したいと思います。時間が来ましたので終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、20番 西山 富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 3点質問いたします。はじめは、質の高い自治体の建設ということであります。自治体の最大の課題は、その質を高くすることにあります。自治体の質の高さとは何か。それは、徹底した透明性と十全な説明責任、それに正常な自己チェック機能が備わっている状態を言うと思います。この質の高さを担保する役割を担っているのが、実は我々議会であります。

議会には地方自治法上強力な権限が与えられています。それは、予算の審議権や決算の審査権、行政全般に及ぶ質問検査権や検閲権、さらには強権を伴う調査権等があります。それらは全て公開の議場で執行部の透明性と説明責任を追及し、行財政をチェックする為に付与されているところでもあります。町長、既にご周知の通りであります。そこで一つ、透明性、説明責任、自己チェックをどのように執行しているか。

次には職員（公務員）は、威張らない、よい人間関係を保つ、悪いことはしない、これが基本であるが、不評を聞くこともあります。能力、実績に基づく人事評価のさらなる技術革新が求められています。人事評価制度はどの程度進んでいますか。

次に、オンブズマン制度は、自治体の活動に関して勧告することができます。実例はあったのでしょうか。

最後には、自治体基本条例としてありますが、自治基本条例です。自治基本条例は制定しないか。自治基本条例はどのようなものと認識しているか。はじめの質問であります。

○議長（鹿島 功君） 答弁の前に、ここで暫時休憩したいと思います。再開は2時15分にしたいと思います。

午後2時7分

午後2時18分

○議長（鹿島 功君） 再開します。町長の答弁を求めます。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの質の高い自治体の建設についてというご質問にご答弁させていただきます。

地方分権の推進を図り、住民自らが自分たちの地域を考え、地域の実情にあった行政を行うためには、町が進める行政の内容について、情報公開を積極的に行い、透明性を高めると共に、町が行う事業や業務等について適切な説明を行うことが重要であると考えております。

町が行います事業につきましては、町報やインターネットなどにより、その事業内容等についてお知らせするとともに、議会の場におきましても、その都度議員の皆さんに説明を行って来ている所であります。

さて、自己チェックについてという事であります。どのように行っているかということではありますが、自己チェックは、事業評価制度の導入や、「町長の手紙」等の広聴制度により判断をしてまいりたいと考えておる所であります。

また側面的には、監査委員さんによります例月監査や決算監査もチェック機能の一つだろうと認識をいたしておるところであります。人事評価制度の導入につきましては、これまで職員の給与等については職務給の原則、成績主義に基づき実施するものとされていましたが、現実には年功的な処遇が行われていました。国では平成18年4月から、給与構造の改革を進めることとしており、そのため人事評価を行うことが求められています。現在、管理職によります行財政改革検討委員会にプロジェクトチームを編成し検討いたしておりますが、すでに評価項目、評価の方法等について、原案の作成を終えております。今後、実施に向け更に検討を行って参りたいと考えております。

次に、オンブズマン制度についてであります。この制度は、行政に対する住民の苦情を中立的な立場で調査し、是正や改善を求める機関を指しております。事例はあるかということではありますが、本町におきましては、現在のところ、事例は聞いておりません。

続きまして自治基本条例についてであります。自治基本条例は、まちづくりへの住民参加、地方分権の進展などを背景に、自治体運営の基本方針を表すものとして条例制定している自治体があるようです。これに類する条例を最初に制定した自治体は北海道のニセコ町でありまして、その後、同様な条例が住民参加条例や協働推進条例などという名称で制定されています。

自治基本条例と位置づけられるものには、明確なモデルとなるようなものがなく、内容的にもさまざまな条例が作られているようではありますが、共通する点といたしましては、自治体運営の基本となるものとして、住民自治や自主的な地域づくりの理念、住民や執行機関、議会の責務、まちづくりの将来像や方向性などについて言及してい

る点が挙げられます。この条例を地方自治の高まりとして高く評価する一方で、この条例についての意義や必要性についての疑問や基本条例をまちの憲法として制定した場合の、法律的な体系の整合性への疑問等が指摘をされ、条例の制定について一部には懐疑的な意見もあるというふうに聞いておりますので、自治基本条例の制定につきましては、今後更に検討していきたいと考えておるところであります。以上で答弁を終わります。

○議長（鹿島 功君） 西山 富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） いつもここで町長と意見交換をしておりますが、自治体は首長と職員と住民によって作られ、その3者の関係を明確にすることを考えることが大事でありまして、だいたいそのことは認めております。

そこで人事評価に入りますけれど、現行の地方公務員法はですね、実証主義、能力主義で行きなさいといってるんですよ。これ何条だか知ってますか。40の1ですよ。それを弛緩しておるわけです、運用を。怠けておった訳です。まあ年寄りには年寄りです大事にしましょうと、円満にいくようなという事で、和を保つ為に年功序列を持っておったのを、地方公務員法には、若干は抵触すると思いますし、私は運用が弛緩しておったというふうに見ますよ。それで能力実績に基づく、人事管理がきちっと出来るかという事です。それで国の方は勤務実態を給与に反映しますよと言ってきておるわけですね、答弁があったように。それをちょっと見ますと、従来の一号俸を四号俸に細分化し、勤務成績は極めて良好な者には8号俸以上、特に良好な者には6号俸、良好な者には4号俸、やや良好でない者には2号俸、良好でない者には0号俸というふうなことを新聞で見たことがありますけれど、このようなことに対応する体制は出来ているんですか。それからボーナス、勤勉手当にいたっては、特に優秀、それから優秀、良好、標準です。標準的な皆なだいたい職員だというふうに見ておるようですね。この辺までは突っ込んでいるんですか。それらを評価する体制がだいぶできていますか。それからこれは労働組合、職員組合の皆さんは、労働基本権の問題はどうだというような事は言わんですか。

それからオンブズマンが無かったということですから、またの機会に譲りましょう。自治基本条例には確かに疑問を呈する市町村もありますけど、真っ先に言いたいというのは憲法がありますけど、その憲法が現場に届かない所が一杯あるですよ。特に言いたいのはですね、憲法で言うところの地方自治の本旨は住民自治と団体自治と、これ何の事だかわけ分かりませんよ。ピーマンが丸くあって中に種が入っているような事ですね、憲法はあるけれど法律はあるけれど中味が空っぽなのがいっぱいあるわけです。そこでこそ住民と共に歩む現場の自治基本法というのが必要なんです。自治基本法は必要。それからね、まちづくりうんぬんの条例と言ってましたけど、まちうんぬんの条例とこの自治条例はちょっと基本的に違いますよ。時間がありませんから省

きますけども、そこでまちづくりの中にはね、3つの構成要素があると言っています。その町のイメージ、地域の現実実態、これらは基本構想の中に出てくるんですよ。私がいう自治体条例の中には地域公共的活動主体、とりわけ自治体の組織運営が入っておるから自治基本条例が大事ですよということを言っておるんですよ。後の方でまたやりますけど、今の所どうですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、最初に人事評価制度についてのご質問でありました。先程、議員さんがご指摘されましたような項目、これ今回人事院勧告の中に組み込まれておる事でありまして、もちろん、我々としても今の給与体系の中でそういった取り組みというのもしていかなければならないという思いでございまして、それに合わせて今申し上げましたようにプロジェクトチームの中で人事評価制度についての研究をしておるところでありますし、その素案も出来た所であります。もちろん、おっしゃるようなそれぞれ職員の能力、実務、実績、こういったものに基づく評価がきちっとできるような仕組み作り、こういったものを今取り組んでおる所でありますし、それを実際運用してみながらまた問題点等もあれば職員等とも協議をしながらそういったものを本当に正確に評価が出来るものの体系に作り上げて行きたいなというふうに思っておるところであります。

それから自治基本条例、先程答弁申し上げましたようにさまざまな評価があるのは聞いております。いずれにしても、自己責任、自己決定の責任の中でそれぞれの自治体が責任を持った行政運営をしていく中で、行政だけではなく住民の皆さんと伴に一つの基本的な方向性、こういったものをお互いに共有化するためにこういった条例等が今必要だというふうな意見がある所だというふうに思っておる所であります。これについてもご指摘いただくようなご意見を参考にしながら今後検討していきたいというふうに思っている所であります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西山 富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 次に進みます。合併町村の公文書保存ということであります。公文書というのはですね、地域の協働の記録です。これを大事にしなければならんのではないかという思いがあって質問いたします。新町村の発足により、地域の歴史と過去の住民生活の記録として伝えられてきた公文書等が、合併時に的確に引き継がれず、散逸したり、安易に廃棄されたりしていないかと深く懸念しています。合併後の町村の将来に向けて、地域づくりの基盤となる情報資源の確保、蓄積なのだという認識が極めて薄いようであります。

ひとつ、既に平成14年2月に自治行政局市町村課長から、都道府県担当部長に対し、「市町村合併時における公文書等の保存について」の通知を発出しています。どう認識していますか。

次には、昭和62年、「公文書館法」の第3条には「国及び地方公共団体は、歴史資料として、重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」と規定されています。平成17年6月24日付けで、大臣官房総括審議官から各都道府県知事に対して、この旨の通知が発せられ、全国の関係市町村における公文書保存の徹底を期されているのでありましたが認知していますか。

3番目には、合併時における保存はどのようなようであるか。どこに保存されてしているか。

4番目に、公文書館の設置は考えないか。そこまでいかなくても公文書室はあるのかということでもあります。

5番目に、各地域の貴重な公文書が未来の地域社会とその住民に対するかけがえない遺産として、永久に保存されるような「公文書文化の創造」の契機となる事を願っています。特に合併した年でありますので、公文書文化の認識と対応を問いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 公文書保存についてのご質問について、答弁をさせていただきます。市町村合併の混乱によりまして、市町村が所有している公文書が失われる例は過去に発生しており、これを踏まえて、ご指摘のとおり国からも公文書の保存について配慮するよう通知が出されております。本町におきましても、合併の混乱で公文書が散在をしたり、不用意に廃棄されないよう、それぞれ配慮を行ってきております。合併前の文書に関しましては、旧3町で合併前の同時期に文書の整理を行い、町で保管する文書、廃棄する文書の仕分けをいたしております。

町で廃棄をすとした文書につきましては、県の公文書館から、昭和初期の合併において、貴重な公文書が失われた経過を踏まえ、必要なものについては、公文書館で保存したいという申し出がありましたので、公文書館が文書の重要性について確認を行った後、公文書館で保存するもの、町で保存するもの、廃棄するものという3種類に区分けをして、町での保存することになったものについて、文書管理規程に基づき、それぞれ旧町の書庫等で保存をいたしております。

次に公文書館の設置についてということではありますが、現在のところ、公文書室は設置をいたしておりませんが、合併協議におきまして「新町まちづくりプラン」や「教育ビジョン」において、郷土の民俗資料や、歴史資料、埋蔵文化財など、歴史・文化・自然などの地域資源を保存・活用することを協議をしてきておりまして、歴史文化資料館の整備につきまして検討することとしておりますので、公文書の保存・活用につきましても、併せてこの中で検討をしていきたいと考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西山 富三郎君。

○議員（２０番 西山 富三郎君） 公文書が散逸するケースが３つあるんですわ。ひとつはですね庁舎新築時の文書整理、それから二つ目が町村合併時の不用文書廃棄、それからですね市町村史編集事業終了後の文書散失、これがあるんです。それで先にご説明させていただきますけどもね、私はここでですね旧中山町は今、従前から合併にかけての町史を作ろうとしております。名和町も大山町も作ったんですけども合併の間に空白があるわけです。ですから旧大山、旧名和もですね、この際大事な歴史を残すためにぜひ町史編さんに取り組んでもらいたいと思うですよ。教育長、特にあなたは答弁しなかったけれども昔はですね、公文書は行政側と教育委員会側に分けて法律的にも任せられておったんですよ。だから是非、町史編さんには取り組んでいただきたい。それを私は、教育委員会の務めであると思っております。それでですね、この資料にはですね、旧大山村役場資料というのが出ておるのですが、それじゃあ中山、名和、大山でですね、合併のこの法律によってどのようなものが県の方に収録されていますか。そのことと、それから町史編さん。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、町史の編さん、教育長の方からということでございます。答弁はいたしますが、私としても来年度くらいからおっしゃるような内容についてかからなくてはならないということで指示はいたしているところでございます。あと、どういった文書を公文書課に保存してあるかということですが分かる範囲の中で、担当課長の方から答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 町史編さんについてのお尋ねでございますが、現在中山町では、町史編さんをしておりましてあと数年で完成するのではないかと考えておりますが、名和町史は昭和５３年に編さんされました。それから大山町史は昭和５５年に編さんされて、名和、大山については編さん後、合併までが空白となっております。町長が申したとおり、３町の町の出来事などを町史としてやっぱり残し活用していく必要があるかと思っておりますので、現在その対応について検討して早期に取り組みたいとこういう具合に考えております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先程、西山議員さんの方からどういうふうな文書につきまして公文書館等で管理をされているかというふうなご質問がございました。旧名和、旧大山、旧中山とも昨年同時期にほぼ文書管理につきまして整理を行っておりますが、原則的には保存年限が終了しております昭和３０年以前の文書につきまして、それぞれの町の文書管理規定に従いまして鳥取県の公立文書館に寄贈をしております。主な内容を申し上げますと、旧名和でいきますと、昭和５年位のこれは庄内村

になるんじゃないかと思いますが、村の歳出の内訳書、あるいは歳入の整理簿、それからそういうようなものが年限的に随時加わって参りますが、その他に旧庄内村、旧光徳村の統計関係の資料、こういうふうなものがなかなか新町なり旧町におきまして保存が困難でありましたので公文書館に寄贈し、公文書館で管理をしていただいておりますところが現状でございます。

○議長（鹿島 功君） 西山 富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 大事なものですから、一つですね大事にしようという意識を十分に持ってください。最後の質問に入ります。吉原議員や森田議員も質問されましたが、私は保育所を就学前教育だというふうに考えております。

その内容についてお尋ねしていきたいと思いますが、現在の保育所はここには書いてありませんけれども、私は教育の名に値する保育が行われていると、濃度はどうか分かりませんが、もう既に私どもは保育園というのはね、就学前教育だというふうな位置付けしておりますから、教育の名に値する保育所であるというふうに思っています。さて、保育所、保育教育の内容は幼児教育課の新設に向けてどうかということでもあります。

ひとつ、将来社会人として立つ人間形成の基礎を保育する乳幼児に「人間として成長し、発達し得る必要な初期学習を保障すること」とするならば、必要な初期学習とは、何か、深く究明されなければ保育所の存在があいまいになってしまうのではないかと思います。

次には、昭和38年、当時の文部省と厚生省の次官通達が共同で出され、保育所の幼児に対して幼稚園教育要領を適用することが必要であるということになった。それ以来、カリキュラムにも6領域カリキュラムという形態のカリキュラムが採用されるようになりました。「資質を養っていく」先程申し上げました初期学習と資質を養っていく保育内容にその後、両省から通達が出されましたか。6領域は就学前教育を意味すると思うが小学校との連携一貫性の取り組みはどうか。

次は、高い知的能力は、零歳からの意図的な働きかけによって乳幼児期に発達すべき能力を顕在化し、「学習活動」を支える力をつけなければなりません。「確かな表現力、豊かな表現しうる力」の中身はどういう事ですか。保育所が教育委員会に委託と書いてありますが、これは委任でしょう。現状では委任だと思いますよ。執行部と教育委員会は別ですから、町長が事務を委任するという事だろうと思いますので、私は委任とっております。これよく勉強しておいて下さい。保育所が教育委員会に委任されれば保育の内容視点はどう創造されるのか。教育長は専門家でありますので、目的意識的援助、積極的な擁護と系統的な看護が必要であろうと思いますが、知識力を頼って質問いたしますので、賢明な答弁を期待します。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 西山議員さんの難解なご質問にお答えしたいと思います。

なかなか理解しにくいところもございましたが、最初に乳幼児期の初期学習ということについてご質問でございます。議員も指摘されたとおり、初期学習というのは乳幼児に新たな脳の刺激を行うという辺ではとても大事な部分であろうかと考えておりますが、私は教育委員会としてはそういう初期学習が展開できる学習環境を整えていくという、こういうところが特に大事であると考えておりますので、そのひとつは保護者に子育ての学習機会を設ける、こういったような条件整備に努めていきたいという具合に考えておるところであります。

次に保育所の保育指針が昭和38年度に次官通達として出されているわけですがその後どうなったかということでございます。昭和40年の8月、更に平成2年、そして平成11年と3回の改定があって更に平成12年4月に新保育所の保育指針というのが施行されて現在それが生きて活用しているところであります。一方、幼稚園教育には幼稚園教育要領と、こういうものがあるわけですが、平成6年に議員おっしゃったとおり6領域から学習する柱ですけれども5領域に改定され、精選されたわけで、保育所指針も3歳以降についてはこの領域を準拠して行うということで、議員おっしゃったとおり本町の10個の保育所の中では、保育の中に教育的な要素を発達段階に応じて加えているというのが現状であります。また、本年1月には中央教育審議会長から文部科学大臣に子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方についてという答申が出ておまして、この中では特に保育所・幼稚園こういうあたりの連携を強めていくようなことが特に力説されております。

次に、保育所・小学校との連携、大山町はどうなっておるかというご質問ですが、小学校の方から保育所に体験入学や運動会などの案内をして、年長組の子どもたちが学校行事に参加をしながら小学校の教育学習に馴染んだり学校そのものに親しんでもらっているというこういう現状であります。

最後の質問、表現力について、豊かな表現力、確かな表現力という事でしたが、表現力についてのご質問ですが、私は表現力を支える、育てるのは豊かな生活体験がないといけないと、生活体験ののちに表現力というものは付随してきますし、そういう意味で生活体験を自分の感性で捉えたり、言葉で表現するという事が教育の役割だと思ってそういう辺に新たな出番があると思っておる所であります。ここの領域については、先程もお話しましたが、保育士の資格に合わせて幼児教諭を持った職員が大半でございますので、保育と教育の実践については大きな壁はないという具合に考えているところでもあります。以上です。

○議員（20番 西山 富三郎君） 町長どうですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 私の方は専門ではございませんので、西山議員さんの答弁にはならないかもしれませんが、1点だけ教育委員会と町長部局との関係の中で、今

回の保育所、この業務を教育委員会に移管をしたということについてのお話をさせていただきたいと思います。

基本的には保育所行政、これは措置業務でありますので町長部局が取り組む課題だというふうに思っておる所であります。しかしながら、保育所に求められている課題というのは決して措置の保育だけではなく、今やはり就学前の教育等、大半学校に上がるまでの子どもたちの教育、更には育てておられる若いご両親、親御さん、こういった方々へのやはり教育というよりは子育てへの理解と意識を高めて頂くという取り組み、これが必要になってきていると痛感しているところであります。従いまして以前から保育所と教育委員会との連携を強化すべきだという思いの中で、子育て支援室も立ち上げましたし、学校との連携を取る中で教育委員会に間に入っただきながら保育所と学校との連携を強めるように取り組みをしておった所ではありますが、やはり中々思うようにいかない部分がある訳であります。従いまして、これからもやはり子育てについてのさまざまな施策というのは福祉保健課の方の児童福祉の部分でやっていかなくちゃならないこともたくさんありますので、それはそれで残していきたいと思っておりますが、保育所をそれじゃあどちらに移すかという所の中で、子どもたちの就学前教育というこの事をしっかりと取り組んで行かなければいけない。そのためにはやはり教育という視点をしっかりとその中に専門的な知識といいますか、カリキュラム等も含めてそういった考えをきちっと入れていかなくてはならないんじゃないかということで今回そちらの方にウエイトを置いて教育委員会の方に保育所を移管をさしていただいたということでありまして、あくまでもこれからも保育料の徴収や様々や事務は町長名で行うことになると思っておりますが、そこら辺の中味につきまして細部事務分担をこれから詰めるところでありますけれど、そういった思いで、決して私の方としても保育所を全部教育委員会にそっくりお任せをして私の方の肩を抜くとかいう思いは全く持っておりませんので、共に町長部局、教育委員会部局一緒になってこれから保育所の運営について取り組んで参りたいというふうに思っている所であります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西山 富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 町長の心はね、安定した子どもを育てたいという事から来とると思うんですよ。だから安定した子育てをどうするかというのが保育行政の課題だろうと思うんです。町の課題だとも思っていますよ。それで、まあえらい難しいこと言ったりしますけども、色々と国際的な話も出ますので、お母さん方もおられますけれどもスイスの生物学者ポルトマンは人間1年早産説と言っているんです。人間は1年早く生まれてきていますよということをおっしゃるんです。私よく知りませんでしたけれども、胎児というのは大体おなかの中に600日くらいおるのがいいんだそうですよ。それが285日くらいで生まれてくるんでしょう。それは何故

かと言いますと、大脳が一番発達して体外に出てそこで色々なことを学ばなくてはなりません。言葉から色々なことを覚えないけません。それを成長発達という同じ概念を二つ並べて成長発達といいます。あとで教育長、お答え願いたいと思いますが、成長と発達の概念。それでですね、やはり子どもは生まれてきたらですね、文化を受容すると思うですよ。つまり文化って生活ですから。お母さんの生活、家庭の生活をですね子どもは守るんだと思うですよ。それは難しい言葉でいえば文化受容なんです。保専や大学で保育士さんや幼稚園の先生方は習っておるはずですよ。そして皆さん方は子どもは社会と共に大きくならなきゃならんと言いますが、これ幼稚園の専門的な人に聞きますと、文化というのは人工的周囲生活と言うですよ。あの町の村の生活をね。生活共同体、もっとこう難しくいえば文化は人工的周囲世界を形作っている性格です。

それとね、もう一つここで確認しておかないかんですけれどもね、保育所の入所規定を見ますとね、保育に欠ける子、保育に欠ける子をですね、預かりますということなんです。そこでですね、保育に欠ける子ということの意味をですね、十分考えないとね、大変なことになると思うですよ。ただ、お父さんやお母さんがですね、外へ出るからということだけが保育に欠けるという観点ではいかんわけですよ。初期学習、文化受容、これらを保証すること自体がですね、保育所の仕事があるのではないかと思うですよ。この辺をこの教育委員会に私は委任事務だと思えますけれども。実はですね、色々調べてもらいましたら私の友達がいる奈良市の御所市も児童教育課作つとるんです。それで今日までにちょっと勉強になるコピー送ってくれと言ったら送ってこないんです。奈良の御所市があります。群馬県の大田市があるようです。それから新潟の妙高市ですか、いくつか事例がありますが、これらは特区でやったんかも分かんないです。私の友達も奈良の御所市におりますからね、水平社運動の発祥地ですから、よく聞いてみたいと思えますけれどもね、そういうふうにはですね、保育所は地域社会にどんな役割をもっているか、この辺のことを考えてそれが子どもの成長発達にですねどう影響するかということを考え合わせないと、ただ単に教育委員会に持って行って教育長がベテランですから指示というふうな形では地域に広がらないと思うですよ。で、私は保育園というものはですね、お父さん、お母さんの労働を保証すると思つとる訳です。それから兄弟の学習権を保障すると思つとる訳です。それから老人の命を守るところだ、それで子どもたちの発達を保障する所だこういうふうなですね、大事なところが保育園だと思うんですよ。教育長、保育に欠ける子の定義はどう思っておられますか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 保育に欠けるということについてのご質問ですが、保育園に入所する規定の中に文言として「保育に欠ける」という言い方がある訳です。本来

保育というのは保護者が主体的に関わる、そういう領域だと思う訳ですが、今議員おっしゃったとおりの仕事やあるいはその他の理由によってそれがままならない所が、そういう辺に保育所の表現として表れたものかと思います。その裏には議員おっしゃった初期学習というところがあるかと思いますが。先程大脳と言う言葉があったわけですが、子どもが産まれてから学習するのでなしに、既にお母さんの体内におる中でいろんな感覚が芽生えていくと、その芽生える、例えば音楽であるとか匂いであるとか、そういった感覚はお母さんの母体を通して入っていくと、それは大脳を刺激するという表現でいくつかの領域で言っていると思うんですけれども、そういう辺でいくとそういうものが欠けるという大きな意味合いもまた含んでいる、こういう具合に理解しております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） この問題はこれから煮詰めていけばいい訳ですけども、教育長が協議会の時に保・小・中・高の一貫性と言ったんですけども、私は一貫性というのはですね育ちをつなげていく、自己実現をつなげていく、そういうつながりだと思っておりますよ。町長のご親戚でしょうか、西山瀧蔵さんだかという光徳に学者がおられました、「西山君、私は名和町に名和高校を作ろう」というふうにですね、おっしゃったことがありましたけども、名和保育所があって名和小があって名和中があって名和高校があって名和大学がある訳でないですか、一貫性というのはですね、その思いや初期学習とか自己実現をつなげていく所ではないかなと思っておりますが、それは町長どうですか、あなたが一貫性をというの。それで今度はね、ま、これは時間も来たようですし色々ありますし、ここでばっかり二人がお話しとったっていけませんので、保育所が一步前進すれば、子どもも一步前進する、保育所が停滞すれば子どもも停滞するんですね。それではこの一貫性、育ちをつなげる、ここだけを協議会でおっしゃいましたので、お聞かせください。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 教育の一貫性という場合は、制度の一貫性ということもあろうかと思いますが、教育の現場では成長の連続性だという具合に考えております。発達成長する段階にいろんな課題が生まれたり、あるいは成果も出てくるわけですので、そのものに順応に対応しながら成長の連続性、こういうものを教育の上で保障していくということが大事でないかと、こういう具合に思っておるところです。以上です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは私のほうから最後に一言、お願いをしておきたいと思っております。大山町として保育所を中心にした就学前教育、これにしっかり力を入れていこうという取り組みをこれからまさに強化して行く取り組みを始める所でありま

すが、就学前教育、これは家庭教育も非常に重要であります。そういった中では家庭や地域、これは親だけでなく、ご家族の方も含めてであります。そういった方々の子どもに対する育てていく上での就学前教育、家庭教育、これも改めて必要性を認識していただくような我々も取り組みをして参りますが、皆さん方からもそういったご支援もお願いしたいと思うところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 次、2番 西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） そうしますと通告度どおり2点、簡単な質問を2点お願いしたいと思っています。

まず一つめ、自転車の競技の正式全国大会を大山町で、スポーツのことでは深いご理解を示されておられる、町長にお聞きします。

今年で25年続いた大山高原マラソンがなくなると聞いております。私も昔ですが、いっぺん走ったことがあります。スポーツを楽しむ一人として少し寂しいような気持ちになっています。

その中で、今年6月に旧中山町で、新聞でも大きく取り上げていただきましたが、新大山町で初めての自転車のロードレースをこれは「県高校総体兼インターハイの予選」を兼ねた自転車競技を開催致しております。これにつきましては、内外から苦情が合ったように聞いております。

しかしながら、町をアピールするには、正式な全国大会等の開催は、有効手段の一つではないかと、こういうふうにする訳であります。自転車競技は、ヨーロッパとか今はアメリカなどでは、サッカーに次ぐ人気です。アメリカでも凄い人気だそうでして、ニューヨークなどでは4,000人くらいの方が出られるという事を聞いています。そしてこれが日本ではまだまだマイナーでありまして、野球、サッカーなどの人気の高い競技大会はなかなか呼んで来れない。しかしながら、マイナーであるが故の自転車競技大会であれば可能性が高いのではないかと。マイナーと言えども出られる方は最終的には世界大会まで見ながら望んでおる訳でありまして、やる人はマイナーであろうと、野球サッカーであろうと一生懸命やっておる訳であります。

自転車連名の方にいろいろ、私も自転車が好きでして一緒に出たりするわけでした。聞くんですが、「大山町はどうですか」と。「いや、条件は凄くいいです。まず道路事情がいい」と、車が少ない、と、いうことは迷惑も少ないんじゃないか。そして安全だと。そしてまたおもしろいコースが取れる、これは平坦すぎても差がつかず、坂ばかりあり過ぎてもまたおもしろないと、この大山町のコースはそういった意味でいいコースですと。そしてさらに景観がいいんだと、自然がたくさんあるんだというように事だろうと思えます。シーズンも夏でありますし、涼しい大山は特にだと。旅館もあります。そのような条件がそろっています。まして一番のネックでありますのが

住民であります。住民の反対なくしてはこのような競技大会はやれない、これも大きな条件になっておると思っています。それを大山の中で全国大会をやればマウンテンバイクからロードレースまで自転車のメッカになれるというふうに考えております。そして、さらには最近、鳥取に日本一が、競技大会の日本一ですが、何人も出ていて機運に恵まれてきています。鳥取県から全国の車連の理事なども出ておりました。これも恵まれています。来年は鳥取県に中国大会の要請も来ています。数日前から開かれれば泊客が200人くらいの泊まりも見込めます。ということで運営も自転車連盟が中心でやってくれること、このさまざまな事を考えると、全国にアピールするプラスの検討材料だと思う訳です。そこで町長の考えを質したいこのように思っています。

○議長（鹿島 功君） 今ただいま西尾議員の発言の中で訂正するところがあったらしてください。

○議員（2番 西尾 寿博君） 賛成なくしてはということ。失礼しました。

○議長（鹿島 功君） ということでございます。町長答弁をお願いします。

○町長（山口 隆之君） それでは、西尾議員さんの自転車の全国大会の誘致についてということで答弁させていただきます。

ご質問にありました大山町高原マラソン25回を区切りとして終えることとなりました。私も陸上関係者の一人としてそういう意味では、寂しい思いはありますが、それなりの一定の成果を上げてきた大会だと思っておる所でありまして、今それ変わる大会として、大山クロスカントリー大会、これを来年の夏に向けて取り組みを今その準備を指示しているところであります。またスポーツを通して沢山の方が大山におこし頂ける機会になるのではないかなというふうに思っているところでありますし、私もおっしゃるようにスポーツが大変好きな一人であります。そういったスポーツを楽しむこと、これは個々の健康を増進し、かつ、様々な人との交流の機会を増やしていき、心身ともに健康を維持する最高の手段の一つだと思っているところであります。

しかしながら、大規模なイベントとして開催をしていく場合には、関係機関との入念な協議・打合せ、更には住民のみなさんの理解と協力が不可欠でありまして、実施までには周到な準備作業が必要となってくると思っております。

残念ながら、今年の6月に実施されました自転車ロードレースにおきましては、こうした準備が不十分でありまして、数多くの苦情が寄せられた所であります。特にコース上の予冷センターには、ブロッコリーを始めとする野菜が数多く出荷されるにも係わらず、片側順方向の通行規制によりまして遠回りを余儀なくされるなど、出荷農家からたくさんの苦情が寄せられました。また、警察からは、安全対策の大幅な改善や県道使用に伴う代替道路の確保など、道路使用に関して昨年をはるかに上回る規制が必要であるとの意見を伺っておるところであります。

例えば、200人も参加が予想される大規模な大会に関しましては、使用道路の

全面通行止めと県道以外の道路使用が条件とされているところでもあります。

また、ロードレースは競技性が非常に高く、安全確保のための条件整備をはじめ関係機関との調整に多くの時間と労力を必要とする競技であります。こうしたことから、来年度の誘致につきましては、準備のための期間が短く、現実的には困難ではないかなと考えております。しかしながら、町といたしましても大山の魅力を全国に発信する絶好の機会でもありますし、本町の活性化に大きな役割を果たす可能性も持っている面もございますので、開催に向けた諸条件、諸課題を整理する中で実現の可能性について評価検討して参りたいと考えているところでもあります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 検討されるということで、困難はいろんな場面でも何をするにしても必ずついてまわるものだというふうに考えております。馴染まないものを取り入れようとするれば、それなりに理解と協力がなければできないというふうに思っております。

その中で、この自転車競技が大山町に来るまでは、大栄町で18年間やられておりました、その中で中国大会が3回ほどやられたというふうに聞いております。そうしますと、この所が駄目だという事になると、必ずや何処かでやるというふうになるかと思うんですが、この候補地は何処ですかと、このように聞きました所、まず湯梨浜、東郷温泉、羽合温泉というような観光地を持っておられる辺でも検討しておられたというような事があります。そして泊の辺、山の辺ですかね、あの辺を検討というようなことがあるというような事を聞いております。もしこれが困難であるという事で、一步退いて誰かがもしやられると、どっかでやられるということになると、これ1、2年で実は大山町は条件がよくなったから、出来んものかなということになる時に、じゃあ早急に「はい」というような事で来てくれるものかどうか、ということは相手があるというように考えます。そして実は、そのような事があると、もうしばらくというか、なかなか来れないんじゃないかなというような困難だからこそ、それをクリアした時に他町村に対して、リードするというかいろんな意味で全国的にも、来たいという側がある訳ですから、これを無にする事はない。ましてこれはチャンスだと思えば、そのあたりを排除しながらやれる、旅館も冬多い、しかし夏はなかなか来れないという中で、サッカーの練習場なり、ラグビーの選手なりを入れながら、旅館を、逆に言うと補助金まで出してグランド整備をやっている中で、その辺の事をクリア出来ないものかどうか、もう一度町長の方から、その辺の可能性をお聞きしたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西尾議員さんの再質問に答弁させていただきますが、自転車ロードレースを大山町でする事の意義なり大山町の情報発信していく上での効果、

こういったものについては私も理解はするところであります。しかしながら、先程もご答弁申し上げましたように、非常に道路使用というのは非常に厳しい環境にあります。実はマラソン大会、ちょっとした大会でも新しく道路使用を申請をし、新規の大会を行うのは大変いろんな条件が厳しくなっているところでありますし、あの伝統あります米子鳥取間駅伝、これにつきましても昔は海岸沿いの国道9号をずっと走っておったものが、そういったさまざまな今の道路を使用される方々の声を聞くがためにどんどん奥地のほうへ、山のほうへ、コースが変わってきているという現状がある訳であります。これは人が走る競技でもそういう状況があるわけであります。今、想定しておられるこのロードレースのコースというのをどういったロードレースのコースというのを想定していくかということにもかかわってきますけれど、相当の競技となりますと、スピードで、そう意味ではちょっとしたトラブルでも死につながるレースであります。そういったものを安全にこの道路を使って頂いて大会を運営するとなれば、相当な皆さんの協力がないと出来ない事だろうと思っております。

特に、道路というのは日常的に皆さんが使用される道路でありますから、その沿線の方々、あるいはそれ以外の方々にも通行止めをして、一定の期間、その道路を通らせないという所への了解を頂かなくてはなりませんし、更には今申し上げました安全面についても相当な配慮をして動かなければならない大会だろうと思っております。そういった意味から非常にさまざまな課題があるということをお願いした訳であります。おっしゃるように困難だから難しいからやめろではいけないんじゃないかという、そのとおりで思っておりますが、いずれにしてもそういったさまざまな大変、これはスポーツの中でも、特にロードを使うスポーツ、サイクリングとまた違うスポーツでありますので、そういった意味での大変さがあるということで、さまざまな課題を克服しなければならないということをございますのでご理解を頂ければと思います。

○議長（鹿島 功君） 西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） ロードは、厳しいなと思っておりますが、私のところでやったのは、昔旧中山町で、2年前ですか、ヒルクライムのタイムトライアルというのがあります。これは、登り専門で登りだけでタイムを競うというような競技、更には最初に申し上げましたマウンテンバイクの競技もありまして、今逆に言うところらのほうが人気が高い。富士山ヒルクライムの場合は今、既に4,000人くらいの方が全国から集まって、富士山の5合目までスカイラインを登りながらやると。そしてマウンテンバイクの競技大会では、大山町はクロスカントリーのコースがあるわけですし、この辺を使いながらロードは難しくなってる中で、逆に選手としては、こちらの方を最近では選択しながら、競技をやっておるという実態もあるわけですし、その辺をもう一度聞きまして、この質問は終ろうかなと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 答弁をさせていただきますが、今に西尾議員さんがおっしゃるように、道路を使わない大会とか、競技の内容によってですから、受け入れるものについては、やって行けばいいなというふうに思うわけですが、ご質問の趣旨等最初の中で、昨年やりましたような道路を使つての競技大会という事を私としては想定をしながら、今ご答弁させて頂いた所でありますので、自転車レースと言え、さまざまな大会にやり方があると思っておりますので、そういった意味でその大会の内容等がその地域の皆さんや環境等で対応できるような環境があれば、それは対応していけるんじゃないかなというふうに思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 続いて質問してください。西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 了解いたしました。続きまして、2番目といたします。大山の水は誰のものか。6月定例議会で、一般質問させていただきました「大山の恵み」であります水資源について質問いたします。

最近サントリーは、江府町の御机地区に計画している、ミネラルウォーター工場の建設に向けてははっきりと動きが出て参りました。12月中旬頃に幹事会、サントリーと町と県が18年1月に設置する「水環境影響評価委員会（仮称というふうに書いてありました。）」なるものの取り扱いなど、計画の大枠を検討し、練るとあります。

現在、どの自治体もですが、自主財源確保に一生懸命頑張ってます。そんな中で、大山も含めて中々大変な時期でありまして、私等も新大山もそれで頑張っていると考えております。そして大山町は農業生産額が93億、4億と言われる中で、今、御机でこれからやろうとしているウォータービジネスが200億円と言われるウォータービジネスが大山の麓で営まれるというふうに思っております。私には、単独峰である「大山」、合併したときにバスで一周しましたが、大山は本当に大山町のものだというふうに実感しました。そしてこの水資源のものは、私は大山町にもあるし、他町村にもあるんだらうと思っておりますが、こういった事案がこれから、他町村とかも計画がある、まして引っぱり来たいというような事をこの大山町も思っている訳ですが、その中でこの大山が持つ大山町に何かそのような話があったのかどうかというふうに思ひまして、次の3点をお聞きしたいと思ひます。

一つ、水資源は誰のものと思われませんか、二点目、事前にそのような協議会なるものが委員会なるものがあつたのかどうかというような連絡があつたのかどうか、そして、これから意見書なり主張をされるのか、またされたのかというようなことを三つについて聞きたいと思ひます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 大山の水は誰のものかというご質問でございますが、ご質問にあります江府町内におけるミネラルウォーター工場の建設ですが、用地面積が約

29ヘクタール、投資額約90億円の大きなプロジェクト、年間200億円という大きな産業が生まれようとしています。その事業であります、平成18年4月には着工し、平成20年春には操業開始を目指しておられると伺っておるところであります。

仮称であり水環境影響評価委員会であります、鳥取大学及び島根大学の水理学、地質学等の専門家6名からなるもので、県、江府町、サントリーの三者が持つ調査資料を持ち寄り、地下水への影響等を検討するというものでありまして、1月下旬に第1回の会議が予定されていると聞いておるところであります。

さて、お尋ねの、まずは「水資源は誰のものと思うか？」ですが、結論から申し上げますと「みんなのもの」であろうというふうに思っています。水は大山の恵みの中でも山麓に住む私たちが等しく恵みを受けておりますし、とても大切なものと認識いたしております。法的には、地下水の場合、一義的には湧出した地点の土地所有者に権利があります。家庭用の井戸なども同じことだろうと思っております。

次に、事前に大山町に対して、そのような話や連絡があったかということですが、本町にそのような事前協議はなかったものと認識しております。

意見書の使用をしたかということですが、そういう状況でありますので、協議などは受けておりませんので意見も述べてはいないところではあります。

確かにおっしゃるように大山山頂は本町の地内に属しております。頂上はわが大山町のものであります。しかしながら、山自体を所有しているわけではありませんので、水資源についても本町が権利を主張する事は出来ないものと考えております。大山は大山町民のみならず、山陰両県やあるいは多くの皆さんの大切な宝であります。大山の水が、「大山の水」として全国に広まることは、更なる大山のイメージアップが図られることでもありますし、これは、そういう意味からは、大山ブランドを勧めて参ります本町にとりましても、好ましいことではないかなと考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） そのような具合だったのかどうか知らない点もありましたが、という事は、掘ったもの勝ちというようなことで理解いたしました。たぶんこのようなブナ林の多い大山で掘れば何処でも水が出ると思います。そうしますと、これも水の源である大山があつて、だからこそというふうに考えておりますが、そしてどんどんですね、あつちでもこつちで水を出し、そして景観、更には環境というのが水が出なくなるという場所が出るとか、そしてたぶんだと思いますが、これから水が大事なものになってくるように私は予想しておりますので、観光よりも逆に水が儲かるよ、というような事があるように予想した場合、あつちでもこつちでも掘り出したと。そうした場合、例えばいろいろな、先程言いました水源地の水が少し出が悪くなるとか、地下水の流れが変わるといようなことだと思っておりますが、その中

でも何も言えないものなのかどうか、というのがまず一つ。そして誰でも掘っていいとあれば、これから需用は安全でおいしい水というのは益々これからも増すと思われます。そうした場合、そういった業者、ウォータービジネスをやっておられる業者はサントリーだけではございませんし、その辺の業者を逆に招待するとか、見せるとか、ここはどうですかというような、そのような考えをお持ちかどうか、この二つを質問したいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西尾議員さんの再質問の答弁させていただきますが、そのような懸念をされる地下水であります。見えないところの水脈でありますから、そういった意味で、地下水を汲み上げることによって、周辺にどのような影響があるのかというところを今調査をするために、先程申し上げましたような水環境影響評価委員会ということの中で、今調査を進められるのではないかなと思っておるところであります。

従って、何処で勝手に掘っていいのかという話であります。それなりのやはり特に大量に水を汲み上げる場合にはそういった影響があるのかないか、そういったところの事前の調査をしながら取り掛かるということで、今進められておられるのではないかなと思っておる所でございます。あと、まあせつかくなら大山町にも、ウォータービジネスを誘致したらどうかという事だというふうに思っています。江府町にサントリー、伯耆町にコカコーラー、大手2社が参りました。大山町にもそういう意味で抱負な水資源があるというのであれば、そういった企業に来ていただければありがたいなと思っておりますが、これとてやはり限られた資源でありますし、特に大山山麓、様々な伏流水大山の水を使って、今水道も使っておりますが、その影響等も懸念がないということであるならば、そういった声があれば協議をさせていただければありがたいなと思っておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 最初の一点目の質問にそういった場合は、どのようにするのかと、例えば懸念があるかないか今調べておるといふんじゃなくて、もし今の水がすぐ例えばよく言われるのが、30年前の水が今出ていわれるですよと、というようなことをよく言われます。例えば、これが5年前でもいいと思いますが、今検査して今良かったと、しかしながらこれが5年後はどうなのかと、そうした場合にどのようなことをやるかというようなことをまず考えるべきではないかなと思っております。その質問を最初の一番に再質問したと思うんですが、その辺をお聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） その地下水の権利、要は地下水どんどん汲み上げて回りに

影響が出たらどうするかと、いうことですよね。その因果関係があるのかどうなのかということを確認しながらやはり法的な判断を仰がれるのではないかなと思っておりますが、私はちょっと法的に今どうだという知識を持ち合わせませんが、いずれしてもこの調査会の中で出来るだけその影響がないような調査をされるのでは、ないかなと思ってご答弁させていただいたわけですが。何か法的に地価水源の件、水道課長は。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長は。

○町長（山口 隆之君） それでは少し詳しいのがおりますので答弁させます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 地下の水資源につきましての法的な問題ということでございますけれど、正直申し上げまして、地下水に関する法的規制、いわゆるその所有権と掘削権というものが存在していないようでございます。ということで、認められているというよりは、規制をする法的なものが無いということが正確な言い方になるかというふうに考えています。先程町長の答弁にございましたように、水資源の因果関係等を究明するというのは、非常に困難な事があるという事がその原因のようございまして、仮に法的規制をかけたといいたしましても、水がつながっているという証明を作ることが100%不可能であるということになっておりまして、現在の江府町での計画におきましても有識者及び事業者等がですね、影響についても検討いたしますが、どっちかと言いますと、影響と言うよりも、これから悪影響を及ぼさない方向での例えば水源の慣用ですとか、そういった方向での検討をなさるといふふうに伺っております。

○議長（鹿島 功君） ただ今答弁がございましたですけど、西尾寿博君の質問が既に3回になっています。

○議員（2番 西尾 寿博君） いや、先程のやつは、最初の方で答えが分からなかったのかなと言うような気持ちであります。

○議長（鹿島 功君） 会議規則第55条により議長の権限で最後認めますので許します。西尾君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 先程の質問で誘致も考えながらというようなことで、そして取りあえず水の事は中々難しいんだなと思いました。私、安全でおいしい水というのは、先程少し言いましたが、大変に中々世界でも中々確保出来ないという状況にあると思います。中国が最近野菜の輸出をどんどん持ってくると、その中で白菜一つ作るのに30リットルの水がいると。中国はすでに水不足の国でありますから、今にこの水は止まるんだというような学者もおられます。中国ばかりではありません。これは、今世界中で水はない。おいしい安全な水は、石油1リットル、水1リットルどちらが高いか。これは水のほうが高い、というふうに今なっております。

そして今既にタンカーの空の中に水を入れて持って帰ると、というような実験もやっておられるそうです。先輩の江府町が、大山ブランド、奥大山の水ですか、ブランド

をあげておりますが、ご存知のとおり、大山ブランドを作ろうとしておる我が町で、この商標表も来年から変わります。地域の名前が優先的に付けるそうであります。その辺でじゃあ掘ってくれるのなら、うちで掘ろうか、みたいな構想を考え、いずれ大きな財源になろうと私は思っておりますこの水がですね、じゃあうちのほうで考えて検討に入り、掘ってやろうかと、いろんな補助事業をやりながら大変な事は分かりませんが、そういったことを考える事が、今の大山町の範疇にあるのかないのか、みたいなことをお聞きして終ろうかと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） ご質問は、企業が来ないなら町が自分で井戸を掘って地下水を汲み上げ、ウォータービジネスに参画する考えがあるかどうかという、そういう大きな話でございましょうか。

（「はい」の声あり）

○町長（山口 隆之君） ちょっとそこまでの大きな考え方は、取りあえず今持っておりませんし、相当な先程も言いましたようにサントリーのも90億からの投資になる訳でありますし、今行政がこの財政状況の中で確かに成功すれば、大変なウォータービジネスとして成立つかもしれませんが、今ここでそれを計画を検討するという所までは、私の頭の中には無いというのが本音の状況でございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開45分にしたいと思います。

午後3時38分

午後3時48分

○議長（鹿島 功君） 再開します。次、8番 岩井 美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 2項目の質問を通告しておりますの、ただ今から質問いたします。はじめに大山町の通学路は大丈夫か、ということについてお伺いいたします。

先月終わり頃から今月にかけて小学1年の女子生徒を狙った事件が立て続けに2件もありました。これは、日本中の家族に激震が走りました。何時、何処で、起きるか分からない事件だったからです。子どもたちの生命を守るためにあらゆることを実践していかなければならないと思います。私も二人の子どもを育て、ただいまは4人の孫に恵まれておる身でございます。この事件につきまして本当に憤りを感じております。そこで町長にお聞きいたします。大山町の通学路の安全性は大丈夫でしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長、言われたし、答えてください。

○議員（8番 岩井 美保子君） すみません、いや町長の答弁次第では、細項目については質問しなくてもいいんじゃないかと思ったりもしますので、よろしくお願

いたします。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの質問に答弁させていただきます。この立て続けの事件、私も非常に心を痛めておる一人であります。特に今市で起きましたあの女児誘拐殺害事件、私の古くからの友人でありますその友人、暮らす地域の事件でありまして、彼もPTAの活動等いろんな活動の中で子どもたちにかかわっておりました。彼の子どもではありませんけれど、そういった地域で起きた事件でありまして人ごとではない思いでおるところではありますが、今大山町の通学路は安全かというご質問がありました。何をもちて安全かということのは非常に難しいご質問だというふうに思っているところではありますが、いずれに致しましても子どもたちの安全・安心、暮らせる町づくりは非常に重要な課題だというふうに思っております。そういった意味では、子どもたちの安全対策について教育委員会を中心にしながら様々な団体の皆さんとパトロールや安全活動、さらには通学路の点検等も行われているところでありまして、またそういった事に基づいた対策もこれから進めていくことだと思っておりますし、現在もPTAの皆さん方、地域の皆さん方で子どもたちの安全、安心についての取り組みをしていただいているというふうに思っているところでもあります。

ただ、私の思いの中で一つ、考えていかなければならないのは、よく通学路、通学路という話がでます。子どもたちの安全、安心を守っていく環境の中で、じゃあ、学校の行き帰りだけを安全にすればいいのか、ということになってくるとそうではないと思っております。子ども達が学校から帰ってから、地域で安心して遊べる環境、そういったものもなければ、学校の行き帰りだけ行政が保障し、学校が確認すればいいのかということ、そうではないんではないかなと思っておるところでありまして、大変大きな課題ではありますけれど、やはり地域の皆が子どもたちを見守り支え合う環境を作っていかなければならないなと思っておるところであります。

先般の名和地区の最終区長会の折にもお願いいたしましたし、今度の初区長会でも区長さん方をお願いしたいと思っておりますけれど、やはり子どもたちが通う場所、遊ぶ場所、すべてを囲ってしまう訳にはならないわけでありまして。子どもたちには地域のみなさんと触れ合って、行き帰りの中であいさつをしなさいというそういった指導も学校でも指導しているところではありますが、逆に子どもたちに声をかけられたら逃げなさいとか、返事をしてはいけませんよ、ということも教えなければいけない辛い今状況にあるわけではありますが、少なくともやはり地域の子もたちであります、その子どもが地域の皆さんが、地域の子もたちをよく知って、いつでも気軽に触れ合える、そういった環境を作っていかなければならないんじゃないかなというふうに思っているところではありますが、それが一番の子もたちの安全安心を確保する手段ではないかなというふうに思うわけでありまして。言うのは見やすいわけではありますが、大変大きな課題だと思っております。今往々にして、よその子には関わりたくない、

よその人には関わって欲しくないという保護者もいる訳ではありますが、しかしながら、子どもたちは地域の宝であります、町の宝であります。そういった子どもを育てる中でやはり地域の皆さんがその役割をきちっとお互いに確認しあわなければならないというふうに思っておりますし、ある意味では、地域の皆さんが子どもに対して遠慮してはならないのではないのかなというふうに思っておるところであります。そういった中で区長会等でお願ひしたいのは、是非とも部落や区の行事とか、さまざまなイベント等やられるときには是非とも子どもたちをしっかりと仲間に入れて頂いて、地域の中でお互いに顔見知りになり、話し合えるような、声が掛けられるようなそういった環境を各地域の中でも作ってくださいということもお願いしようというふうに思っておるところであります。以上、そういった意味で子どもの安全が確保出来るような取り組みを町ぐるみで取り組んでいかなければならないというふうに思っている次第です。

○議長（鹿島 功君） 岩井 美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 絶対に大丈夫という声は聞かれませんでしたので、細項目の質問に入りたいと思います。

安全確保のための行動計画はどのように計画なさいましたのか、教育長に伺いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 今の質問、質問項目に載っておりません。町長のみでございまして。はじめ町長に答えていただきまして、それで答弁が難しいということであれば教育長の答弁もやぶさかではございませんが、まず町長に答えて頂きたいと思いません。質問が、町長のみでございまして。

○町長（山口 隆之君） それでは、岩井議員さんのご質問に答弁させていただきますが、今通学路は絶対安全ですということを私に明言しろと言われても中々それを言える環境にはないのではないかなというふうに思っております。従いまして、今思いを述べさせていただいたところでもありますので、それはご理解いただきたいなというふうに思っておりますが、今その、安全確保のための行動計画ということでもあります。先ほどの答弁の中でも少し申し上げましたが、それぞれ各種団体の方々、関係の方お集まりいただいて、その子どもさんもお集まりいただいて、その子どもさんの通学路の安全について意見交換し、その対策について協議をしていただいているところでもありますので、その概要詳しい状況につきましては、教育委員会のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） お答えいたします。安全確保のための行動計画と言いますか、プランはどうかという事で、教育委員会の方といたしまして、学校行事等の交通安全そのものは直接的に教育委員会や学校が負うわけですが、登下校について町長申

したとおり、色々な立場、色々な役割に人がおられますので、そういうものを総括しながら、立案していきたいと思っております。12月の12日に、実は、そういうことが必要であるということで意見交換会を持ったところでありまして、意見を頂戴して、今、整理分析をしております。年が明けてから、早々にでもそういう名前はまだはっきりしておりませんが、多くに町民の方に関わっていただけるような啓発的なものをして、色々組み立てたいと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岩井議員、ちょっと一言、岩井議員に伝えます。この一般質問は、通告制をとっておりますので、通告にない質問があれば、今後また答弁に差し支えることもございますので、質問の相手をあらかじめ書いておられることを望みますのでよろしくお願いします。続けてください。

○議員（8番 岩井 美保子君） 次にですが、30億くらいのお金を掛けて地域情報通信基整備をこれからやっていくんですが、これを子どもたちの何かに、持っているもの何かにつけてそういうことの役立てることができないものだろうかと思っております。と、言いますのは、境港でお年寄りが急に体調が悪くなって大変だっという時にはペンダントを握り締めるとそのペンダントから社協の方かどこかの方に通信が行くようになって、居場所も分かる、どなたが大変な事態に陥っているというのが分かるようになってるんだそうです。こういう大きな事業をやるんですから、何か子どもたちに持たせる物について、ペンダントでもいいですし、防犯ブザーと言いますか、あんなの引っ張ったらすぐ通じるというようなことに役立てることが出来るのではないかと私は思いましたけれど、いかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 地域情報通信基盤を活用して子どもたちの通学の安全を確保することは出来ないかということでございます。それについては、今、地域情報通信基盤整備事業についての検討を担当課の方でしているところでありますので、担当課長のほうから説明させます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 地域情報通信基盤整備事業というものを安全対策に組み込めないかというご質問でございます。技術的には可能でございます。映像監視カメラの導入とかということ、またその監視体制、監視システムというものが考えられるという具合に考えております。しかしながら、山間部、これも全て線をつないだものということが制定できません。先程のお年よりの連絡というものは家庭内のことだろうと思っております。

そうしますと、例えばですけれどペンダントを子どもに持たせる、それをどっかに送信するというような形でまたそれを感知するというシステムになろうかというふうに思います。そういたしますと、長い距離に受信機、そういうものを設置しなければ

ならないということが想定されます。特に山間部とか障害物があるこういうところにつまましては、電波が届かないということも考えられるところでございます。さらに受信の障害も予想されるということが考えられます。そういったこと総合的に検討いたしますと、現段階での効率性という観点で非常に申し訳ありませんけれど、非常にロスが多いシステムになろうかという具合に考えてる所でございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 岩井議員、次の質問ですね。

○議員（8番 岩井 美保子君） はい。通学路安全のためのスクールバス使用に配慮ということで上げておりますが、この事件を受けまして新潟県では、

○議長（鹿島 功君） 質問の途中でございますが、ただ今の質問がですね、項目わてにして3回という形でしておりますが、今岩井議員の質問が、一項目ずつということになしに、はじめ質問の中にですね、それを3回というふうに捉えております。以上、新たな項目というのは、既に済んだというようになりますので、既に3回以上になっております。今、岩井議員に、次の質問ということになっております。それは大きな項目の福祉センター名和のっていう云々という質問についてですね、質問をお願いしたいと思います。

○議員（8番 岩井 美保子君） それではやり直しをさせていただきたいと思いません。

○議長（鹿島 功君） ちょっと休憩いたします。

午後4時6分

午後4時7分

○議長（鹿島 功君） 再開します。

○議員（8番 岩井 美保子君） 特別に許可をいただきましたのでさせていただきます。

3番目の通学路のスクールバスの使用に配慮をということを挙げております。これは、新潟でしたが、この事件を受けまして、全然スクールバスの無かったところに、早速スクールバスを入れまして、そして子どもを一人にさせない、通学路に子どもを一人にさせないという事から実践したようでございます。そしてバスの停留場には地域のボランティアが立ってちゃんと迎えに来ておまして、そこから子どもたちを家の方までついて歩いて、というようなことをはじめおるところもありました。そういう事を受けますと、やはり私たち大山町でも本当に子どもを守らなければいけないと思っておりますので、このスクールバスがこの度も補正を組まれて、1台旧名和町では買う、それから中山町にも2台入った、それから大山町はそういうことはなかったんですが、大山町にもスクールバスはあるという事を伺っていますので、このスク

ールバスの使用の仕方についてどのように配慮されますのか、お伺いしたいと思いません。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） スクールバスの運用によって通学の安全を凶れというご意見だろうと思います。私に通告でございますので、私が答弁しないといけません、詳しくは教育委員会に振りたいと思いますが、確かにスクールバスによって、一人一人一軒一軒送り届ければ、学校から家までそれはそういう意味では安全を確保されるんだらうというふうに思っているところではありますが、それが物理的に可能なのかどうかということも課題もあろうかと思ひますし、また確かに安全は大事であります、そういったことの中で、午前中のご質問にもありましたが子供達の体力が落ちてきている一つの理由としては歩かなくなっているということもある訳でありましてそういった意味である程度子どもたちの体力ということを考えれば歩かせることも必要な、これは毎日毎日の通学の中で体力が出来て来るということであれば、これも必要なことではないかなと私自身は思ったりしている所でございます。いずれにしても、最初の答弁でも申し上げましたように学校の行き帰りだけではない子どもの安全ということを考えていかなければならないというふうに思っているところありますので、そういった配慮も必要になってくるのではないかと思います、スクールバスの運用、運行について教育委員会の方で何かいい考えがあればと思いますので教育委員会から答弁いたします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 現在配置されておりますスクールバスは安全というよりも通学距離によって2キロ以上歩くような場合に児童生徒の負担が多い、こういうあたりで配置されております。従って、安全を中心にして配置するということは当然部内では検討しておりますが、まだ具体的などころまでいっておりません。文部科学省の方から、先般児童の登下校について注意するようという通知も参っておる訳ですけれども、そういった中で国の方も支援策、バス購入等の支援策も検討しておるところあります。ただ、議員おっしゃったように確実に学校からバスに乗せて地域に受け取る人がいて渡すという保育所とか幼稚園方式みたいにならうかと思ひますが、そういうものは緊急的には必要かと思ひますが、安全という辺ではクリヤー出来ても、心身の健康という辺りではもう少し別な要素もあるのかなと思ひております。私は以前、養護学校の校長をしていた訳ですが、養護学校の場合は議員おっしゃったとおり学校から出てきっちり保護者に手渡をし、して帰るんですけど往々にして保護者の方が何らかの理由でいなかったら渡さないでまた学校に帰ってくると。帰ってきてそこでまた指導して保護者が学校に来るというそういう事案も結構ありましてですね、そういう辺についてのことが瞬間頭に浮かんだ訳ですけれどもいずれにせよ、子どもの安全

ということについてはいろいろな立場から考えないけんと思いますし、バス設置について特に国の方は、低学年1年から3年までをターゲットに当てて、策を練っているようですので、その辺の情報収集しながら、検討していきたいという具合に考えております。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 次の質問に移ります。保健福祉センターなわの駐車場外の外にあります南側ですが、大木のイチョウの木が1本あります。あれの見通しが悪く、とても危険であると言う声がたくさんあります。これは賛否両論でしょうが取り除くことは出来ないかということと、それから保健福祉センターなわから役場本庁への道路拡張の計画の考えはないものでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、答弁をさせていただきます。まず始めに、保健福祉センターへの付近の道路にあるイチョウの木ということでございます。これにつきましては平成11年に保健福祉センターが建設された時にこのイチョウの木を切るか残すかが問題となりました。地域集落の御来屋南区の方にも協議をさせていただいたところではありますが、その結果切らずに残してくれということで残した経緯もあるところでございます。

このイチョウの木の植栽の言われにつきましては、定かではありませんけれども、現在、保健福祉センターなわのメモリアル的な樹として四季の移り変わりに親しんでおるところでございます。現在その木が障害物となって危ないではないかということではありますが、現在それにあたりましては、障害物があると注意を促すための道路の反射鏡を設置をしております。更にはカーブミラーの設置や障害物を避けるよう手前から外側線による車両の誘導表示を行うなど、安全施設の検討をしたいと考えておるところでございます。

次に、保健福祉センターに行く所の役場本庁から行く所の道路の拡幅ということではありますが、おっしゃいますこの町道は、保健福祉センターなわの駐車場から名和中学校グラウンドの裏を抜けて役場本庁舎に行く、要は近道の事だろうと言うふうに思っております。基本的には保健福祉センターなわから役場庁舎へ通じる道路といたしましては、安全性や走行性の面から名和神社前、名和中学校玄関前を経由する道路を利用すべきであると考えておる所でございます。従いまして今、早急に今の近道として利用しておられるこの道路について拡幅をするという計画は持っていない所でございますのでご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 今、計画は無いということでございますが、普通車が精一杯の道路でございますイチョウの木も大事な木だそうでございますから切

られないということでございまして、この事故は1件も起きていないんですが、事故になりかけたというのは良く聞きます。坂上がりになっていきますのでそこでオートバイと出会ったと、普通車とオートバイとがようやくすれ違うのに下から上がるオートバイはこれを上げなければ上がらないし、ストンと止まった所で自動車はちょっと斜めになって事故には至らなかった。とても道幅も狭いし、危ない所だと。やはり福祉センターといいますと私達もよく行きますし、皆さんも行かれるでありまして、それは旧国道から神社坂を上がって行くのが当然正式な道路かと思いますが、やはりこの職員だって執行部の方だってしょっちゅう行かれるのを見ております。そういうところですから誰が通ってもいいんでありまして、ほんとに拡幅が出来ないんであれば路肩の修繕とかというようなこともあるかと思えます。やはり道路は安全確保していただかないとみんなが通る道路ですので、どうしてもそこら辺のところ考えていただいて今、早急に拡幅はできないにしても将来的に考えていただくようになったらいいなと思えますがどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、おっしゃるとおり我々も近道として当然利用している道であります。ご承知のようにクランクになっている角々と曲がっていく道であります。ご承知のように狭い道路でありますし、普段一般の方はあまり通らない道であります。地域の方々が中心に通っておられる道だというふうに思っております。

従って保健福祉センターなわへの道案内としては、あの道は誰にも教えないで、役場の横から行って中学校のところから右に曲がって信号がありますから行っていただくと神社の裏に出ます。名和公園の向かいが保健福祉センターですよということで、道路のご案内はするというふうに心掛けています。そうすればイチョウの木のところも通らないで出入りができるわけでありまして、そういった考え方の中で実は旧名和町の時にあの道路については整備をしていなかった。まあ財政的に難しかったということもありますけども、一応基本的に保健福祉センターなわへの進入路としては、行程としてはそういう行程、或いは、名和橋を渡ってあそこの坂から県道から上がって入っていただくというその2路線での誘導をしている状況であります。しかしながらおっしゃるとおり、我々も利用しますし、よく知ってる住民の方は利用されているのは、よく承知をしているところでもあります。今後財政的な状況も踏まえながら、我々としても必要性については感じてはおりますので、検討して参りたいというふうに考えているところでもあります。以上であります。

○議員（8番 岩井 美保子君） 以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、16番 椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） 合併協定書の履行ということで、例を上げて町長に質問したいと思います。

執行部におかれましては、18年度予算の編成に向けての作業を開始されつつあると思いますが、その関連で18年度からの一般家庭用ゴミ袋の有料化に関する提案がなされました。受益者負担の実施と財政改革の視点から提起されたと、見方を変えますと理解は出来ませんが、現時点ではこの提案自体が私は非常に大きな問題を含んでいるのではないかと思います。懸念をいたしております。

町長は時を捉えまして、合併協議で作成された新町建設計画、まちづくりプランですが、等の尊重とその実施を明言されています。当然の事ながら、当時の名和町長として平成16年10月18日大山及び中山町長と共に連名で署名捺印されています、合併協定書の尊重とその遵守も理解しておられると思います。しかしながらなぜ、この時期に合併協定書に明記してあります、各種事務事業の取り扱いということがございます。ここに合併協定書がございますが、1番目から23番項目につきまして2年間をかけまして協議をいたして、それぞれ旧町のやり方を主張しながら、お互いに譲りあったり、妥協したりということで、合併協定書を作ったわけでございます。この議会の中にもその委員に参加した方もいらっしゃるわけでございますが、大変難産の合併協定書でございました。この中で各種事務事業の取り扱いについての内容を1年の経過も待たずして、また1年を経て、運用実態を検証することもなく、合併協定書を否定するかのごとき提案を現時点で何故なされるのか、私には理解できません。こういう状況を元に改めて町長に次の点について見解を質したいと思います。

今例に上げました一般家庭用ごみ袋の有料化への変更に関する事、また、18年度予算編成にあたって、合併協定書と新町建設計画とをどのような位置に位置付けて考えておられるのか。町長の見解を質したい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは答弁をさせていただきます。まず、ご理解を賜りたいと思いますが、私は決して合併協定書や新町まちづくりプランを否定するような考えは持ってはおりません。所信表明やさまざまな機会に申し上げておりますように旧3町の住民の皆さんと2年間をかけて作りあげて参りました新町まちづくりプランを町民の皆さんと力を合わせて具現化していくことが私に課せられた使命であるというふうに思っておりますし、合併協議会の委員として共に取り組んで来られました議員さんも同じ思いではないかというふうに思っております。

しかしながら、実際に新町がスタートをし、運用をしていく中で住民の皆さんから寄せられる声や、或いは経済情勢あるいは財政状況の変化によって検討しなければならない課題が生じたときには、柔軟にその見直しについて取り組んで行くべきであろうというふうに考えておる所でございます。今回のこのゴミ袋の件につきましては合併

以来、特に住民の皆さんに直接身近な課題でもありましたし、制度が町によっては、旧町によっては制度が大きく変わったということから、住民の皆さんから直接又はホームページ等を通してさまざまなご意見を頂戴をしてきているところであります。

また、議会の一般質問などにおきましてもこの課題につきましてはさまざまな意見や提言をいただいております。このように住民の皆さんに大変関心のあつるさまざまな提言、意見の寄せられているこの課題についてその状況を踏まえ検討した中で、問題点を整理した結果、住民説明の為の案として先月議員の皆さん方にその考え方をお示しをし、ご意見を聞いたところであります。概ね議員の皆さん方からはご理解をいただいたものというふうに思っております。

従つてこの案につきまして、今後は住民の皆さんに説明をし、意見を頂いて案の修正や更には実施時期等について決定をして参りたいというふうに考えておるところであります。

その基本的な考え方といたしましては、先般もご説明を申し上げましたように、ごみの減量化の推進と受益者の排出責任としての応分の負担であります。ごみが増え続けると最終処分場では処分しきれなくなつてまいりますし、またリサイクルが出来ないものなどによる環境への負荷も大きくなつてまいります。指定ごみ袋を有料化することにより、住民の皆様にごみの減量化や処理費用に対する意識をより一層深めていただくことが重要だと考えているところであります。

更に、平成17年度におきましては、大山町のごみ処理に係る経費はおよそ4億円かかつておるところであります。これは町民一人あたりに換算いたしますと、年間約2万円です。ごみが増えれば費用も更に増えていくわけです。そこで、このごみの減量化を図るとともに、ごみを出される方には量に応じて経費の一部を応分にご負担をいただくことを検討したものであります。

いずれにいたしましても、これから住民の皆さんに今のゴミ処理の実情や今回のゴミの有料化についての考え方につきまして十分に説明を重ねる中で、ご理解をいただき取り組みを進めていく考えでおります。

次に、18年度予算編成にあつて、合併協定書と新町建設計画をどのような位置付けに考えているのかというご質問であります。合併協定書は、合併に関する23項目についての協議を合併協定項目としてまとめたものであります。また、新町建設計画は、新町の将来に関するビジョンを示すとともに新町の方向性やまちづくりに関する理念を盛り込んだ最も基本的な計画であります。新町においては、この協定書、新町建設計画を基本に事業執行に取り組んでおります。平成18年度予算編成にあつても基本理念であります新町建設計画を元に事務事業の見直しを加えながら事業実施をして参りたいと考えておるところであります。

従いまして、合併協定書の合併協定項目については、基本理念との差の調整をする

とともに、社会状況、行政環境の変化へ対応しながら、見直しを加えなければならない場合が生ずる場合もあるというふうに考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 椎木学君。

○議員（16番 椎木 学君） 旧大山町では今の現在のごみの出し方等につきまして7年間の過去の実績がありまして、当初は色々指定袋になった時点で問題もありましたが、7年間を経てスムーズに運営してこられましたという状況はあります。

ただ、ごみも係る費用等ありますので、受益者負担というのは十分に理解をしているつもりでございますが、ただこの合併協定書を作る時点におきまして、三つの地域の行政・議会・あるいは各種団体それぞれの学識経験者の皆さんが、案の提示を受け、1カ月をかけて協議して採決したような経過もございます。非常に合併のための契約書と言うか、大変重要なものと考えておりますが、町長、先程協定書について若干述べられましたけれども、この有効期限と言いますか、有効期間と言いますか、あるいは変更の手順と言いますか、そういう点をどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 椎木議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、先程答弁で申し上げましたように、合併協定それから新町まちづくりプラン、当然これを基本にまちづくり当面は進めていくのが私は当たり前だと思っておりますし、その姿勢で取り組んでいるところでもあります。確かに2年をかけて合併協議にかかるさまざまな課題について協議をして結論を見出してきてはおります。しかしながら、まだその結論に至らず、新町に町政を委ねられた項目もたくさんあるわけであります。

そういった中で、当然新町に持ち越された課題については、今、鋭意その調整をしておるところであります。この間、下水道の問題や上水道の問題も議論させていただいたところでもあります。それでは協定で決まったことについては変更は許されないのかということではありますが、先程申し上げましたように、確かに町民の皆さんの意見を聞き、合併協で議論して決まった事ではあります。実際にそれをまちづくりの中で運用してみた時に町民の皆さん方からその取り組みについて課題が提起された場合、それが検討に値しない課題と、検討すべき提言課題とあろうかと思えます。

特に今回のごみ袋の課題につきましては、大変多くの方から、いろんなご意見をいただいております。これは合併協議で決まった事ですから、私を変えることができませんという、そういう答弁も出来ませんし、そういうものではないというふうに思っています。やはりそういうふうに決定し運用してみたけれど、やはり課題がある問題点を立場、さまざまな見地からご指摘をいただいたなら、それをもう一度住民の皆さんと共に検討してみるというそういった作業が私は必要だろうというふうに思っています。

います。それがあある意味では私の役割であり、また議員の皆さん方の役割でもあるのではないかなというふうに思っておるところであります。

従いましてこの課題につきましても内部で色々と協議をしまして、また助成団体の皆さん方からも聞ける範囲の中で意見は聞いたりはしてきております。これで一方的に決定をするという、押し付けるという考え方は先程も言いましたように持っていないわけでありまして。従って一定の意見を聞きながら一つの案を作りましたので、これをもう一度、まず議会の皆さん方にお示しをし、この間ご意見を聞いた訳であります。これを更にそれを元にして住民の皆さんにご意見を聞く場をしっかりと持っていこうという考え方で進めようとしておる所であります。もちろんこれの原案を作る時には、支所の方ともそれぞれ協議もしておる所でありまして、そういう手続きをこれから踏んで当然やっいていこうと思っておる所でありまして、私はこれは十分に合併協議会の中で決めた決め方と、そういう意味では変更であっても同じような取り組みの中で理解がいただける方法ではないかなというふうに思っておるところでありまして、先程のご質問にありましたが18年度早々にこれを4月から実施すると言うことは申し上げておりませんし、皆さん方の住民の皆さんの声も聞きながら実施の時期も、或いは内容についても検討させて頂きたいというふうに思っております。そういう手順で取り組んでいきたいと思っておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 椎木学君。

○議員（16番 椎木 学君） 私は硬直した考え方を求めているわけではないわけでごさいます、当然住民の意向、財政等状況を鑑みながら変更は許されるべきだとは思っておりますが、このときの提案が1年間をあとまだ12、1、2、3とあるわけです、1年間状況を見てないような状況、或いはその時の提案が来年度の4月1日からの実行ではどうでしょうかということが提示されましたので、このあまりにも拙速に過ぎるのではないかとということで、その時こういう質問をさせていただいたわけです。町長もご存知のように時期については再度検討をされるということで了解はしておりますが、あまりにもその時点では、提案がなされた時点では、拙速過ぎるのではないかとということで例に上げて意見を聞かせていただいたわけでごさいます。

一般論といたしまして、新町の未決の事柄も色々ありますが、新町の政策あるいは策定にあたりましては各地域の実情を十分に理解しながら、掌握しながら本支所にとられることなく、対等な協議を持ち、すべきと思っております。また、合併1期目の町長の責務の中には旧3町の町民を一つにすることも大きな責務としてあるわけでごさいます。ごみ袋のことで各町民に誤解が生じないように、例えばごみ袋のことで誤解が生じないように願いたいというふうに思っております。合併して裏切られた、或いはそんなはずではなかったと思われぬように、重要ではありますが数字だけの問題ではありませぬので各地域の住民感情を配慮掌握しながら、説明責任を果たしな

がら、政策決定、遂行されるべきと考えております。もう一度町長の今後の方針、今の私の意見に対してのあればお聞かせ願いたい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問であります。先程私が申し上げた思いのとおりだというふうに思っております。いずれにしても3町の違いを乗り越えて合併をしたわけでありまして、やはり出来るだけ行政サービスの均一化というのにも図って行かなければ、これもいつまでたっても一つの町にならない訳でありますので、それはやはり色々な残された課題につきましても、思いも一つにならなくちゃいけませんけども、やはり取り組みも基本的には行政サービスも一本化になるような方向で少しずつ取り組んで行かなければならないというふうに思っています。確かにその時にそれぞれの違いの中でご不満の出る、そういった場合も出てくると思います。しかしながら、それは乗り越えていかなくちゃなりませんし、きちっと説明をし、ご理解を求める、そういった努力をして行かなければならないというふうに思っております。今回のごみ袋の問題につきましても住民生活課の方で取り組みましたけれど、もちろん支所とも協議をしながら取り組んでいる、それで案を作っている訳でありますから、そういった意味でもこれからそれぞれの地域地域の課題等も当然今までの取り組みの中の経過の違いがあるのは承知はしております。しかしながら、それを乗り越えてみんなが理解をして一つの町になれるような努力、これはしっかりと私も取り組んでまいりたいと思っておりますし、そういう意味では同じ役割として議員の皆さん方にもそういった役割を一つご理解をいただいてご協力賜りますことをお願いを申し上げたいというふうに思う次第であります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 椎木学君。

○議員（16番 椎木 学君） ただいまの町長の見解をもちまして新町の運営をなされますことを確信いたしまして質問を終わりたいと思います。

散会報告

○議長（鹿島 功君） ただいま、4時40分になろうとしております。5時までには若干まだ時間はございますが、次の通告者の予定時間より残時間が短こうございます。傍聴者の皆様方、大変ご苦勞様でございますが、ここで本日の日程は終了させていただきます。次回は明日16日会議を開きます。引き続き一般質問を行いますので定刻までに集合ください。これで散会いたします。

午後4時40分散会
